

第一百四十七回

参議院国土・環境委員会議録第十八号

平成十二年五月二十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十八日

辞任

高野 博師君

補欠選任

福本 潤一君

五月十九日

辞任

佐々木知子君

補欠選任

坂野 重信君

五月二十二日
辞任
高野 岩本 福本 海野 松崎 潤一君
佐藤 荘太君 岩本 海野 備久君 備久君
高野 岩本 福本 海野 備久君 備久君
奥村 展三君 岩本 海野 備久君 備久君
奥村 展三君 岩本 海野 備久君 備久君

補欠選任

羽田雄一郎君

補欠選任

本田 良一君

補欠選任

北澤 俊美君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(内閣提出)
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員

上野 公成君
太田 豊秋君
緒方 順夫君
月原 茂皓君

市川 一朗君
田村 公平君
岡崎トミ子君
高野 博師君
緒方 順夫君
末広まさきこ君

西尾 哲茂君
上田 正文君
杉谷 洋大君
柳本 卓治君
岸田 文雄君
細田 博之君

政府参考人
事務局側
環境企画調整局
環境保健部長

警視庁長官官房
審議官

議院送付

法律案(衆議院提出)

法律案(衆議院提出

雄君、厚生省生活衛生局長西本至君、厚生省生活衛生局水道環境部長岡澤和好君、農林水産大臣官房長竹中美晴君、農林水産省経済局長石原義君、農林水産省経済局統計情報部長西藤久三君、農林水産省畜産局長橋口久俊君、農林水産省食品流通局長福島啓史郎君、林野庁長官伴次雄君、水産厅長官中須男雄君、通商産業省基礎産業局長岡本巖君、建設大臣官房長小川忠男君、建設省建設經濟局長風岡典之君、建設省都市局長山本正堯君及び建設省住宅局長那珂正君を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石渡清元君) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○末広まさきこ君 おはようございます。自民党の末広まさきこです。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(石渡清元君) おはようございます。自民党的な立場から循環型社会開拓法を順次審議してまいるわけでございますが、今国会の閉会までという差し迫った期日の間での審議になりますが、元気よくまいりたいと思います。

まずは、参議院先議ということことで、食品リサイクル法についてお伺いいたします。

国民の皆様にも大変身近な問題ということで、私自身もあちこち現場へ行ったり調べたりしてまいったところでございます。

國民一人当たり一日にごみをどれぐらい出しているかといふ、これは平成八年の厚生省の調べでございますが、軽く一キロを超えておりまして三百十四グラム、そのうち食品廃棄物、いわゆる生ごみになりますとどれぐらいかといいますと三百三十六グラム、約三分の一といふことでござります。

これは、実際に家でやつてみましたら、私のやつた実感とはちょっと違う感じがあるのでござります。どこがどう違うかと申しますと、重さであります。どこがどう違うかと申しますと、重さではかるか、容量、かさではかるか、この点によつて違つてくるなど。つまり、家庭で食品関係のごみの食べ残しとか調理くずというのは容量にするとき多少少ないんです。ところが、重さはどうなりますか。かかるか、容量、かさではかるか、この点によつて思つてます。

それじゃ、何が容量で大きいのかといいますと、むしろその食品を包んでる容器包装系、トレー、パックでござります。恐らく生ごみの十倍の容積はあるかと思います。容器リサイクル法の影響もございまして容器はますます軽く大きくなつていく傾向があるのかなということを思いました。かさは小さくても重いのが生ごみの特徴である、こんなふうに感じた次第でございます。

では、どこで一体一般ごみと称されている中の生ごみが大量発生しているのかなといふことを思いました。

これはレストランやらコンビニ、スーパーなどで発生している売れ残りとか賞味期限の切れた廃棄、いわゆる業界で商品ロスと呼んでいるものでございまして、食べないで捨てるわけで、戦中戦きょうから循環型社会開拓法を順次審議してまいるわけでございますが、今国会の閉会までといふ差し迫った期日の間での審議になりますが、元気よくまいりたいと思います。

まずは、参議院先議ということことで、食品リサイ

クル法についてお伺いいたします。

このまままきこです。

そこで、金田政務次官にぜひお伺いしたいのですがございますが、この法律では一般ごみ系の生ごみの現在〇・三%のリサイクル率を五年以内に二〇%に高めるとされておりますが、どうやって実現されるのでしょうか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 本法案の第三条の基本方針におきまして「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」という記述がございまして、これにつきましては、再生利用等のまず技術的、経済的な可能性について検討を行つていく、そしてまた、再生利用に当たりまして、これまでの実施状況、あるいは再生利用製品がどのように、どの程度利用されると見込まれるか、こういった点を十分に勘案して目標を設定するということにしておるわけであります。

そうはいいながらも、現時点におきましては、ただいま委員が御指摘のとおり、五年後において各事業者の食品廃棄物の排出量の二〇%程度の再生利用を行うということを考えておるわけであります。

これをどのように目標達成するかという御指摘でございますが、これにつきましては、本法案において主務大臣が事業者によります再生利用の実施に関する基準をまず定める。そして、食品関連事業者に対しまして指導、助言、勧告等を行つていただくことによりまして、これに即した具体的な再生利用の実施を確保していくこと。あるいは、登録再生利用事業者制度といいますけれども、登録制度や計画管理制度、再生利用事業者計画制度という制度を活用した広域的なリサイクルシステムの構築を行つていくことを本法案におきまして位置づけているわけであります。

これに加えまして、このほかコストリサイクル技術の開発普及、それからリサイクル施設整備への支援、そして関係者への普及啓発といった点に力を入れて努めていくということにしておりま

す。

○末広まさきこ君 目標ということでございまして、なかなかこれは厳しいものがあるんじゃないかなと思つたりするんですが、まず最初に、大変頑張っているいい例を取材することができました。ごみを出さない、生ごみはごみじゃない、資源だという発想で市民たちも学校や家庭で頑張っているわけです、生ごみのコンポスト化ということです。

ある雑誌で都内の超一流ホテルのコンポスト化最新設備というものが紹介されていましたので、ちょっと見学に行ってまいりました。そのコンボストレシビというのを紹介いたします。

非常に大がかりなもので、レシビと言うにはふさわしくないかもわかりませんが、このレストランや宴会場から生ごみ、生花、これが一日に百二十リットルのバケツに七十本出てまいります。これをまず細かく碎きまして、それから、厨房から出てくる汚泥、これが産廃系の四七%を占めているわけでございますが、この汚泥と生ごみとを、生ごみ十に対して汚泥一の割合でございます。そして、敷地内の発電所から出る蒸気百三十二度で乾燥させまして四日間一次熟成、酸素を送つたり、温度を調整したりして発酵させるわけです。三日間眠らせて、合計七日間でコンポストができ上がると。

ここでのコンポストは実においしそうなんです。

ふわふわのケーキの材料のようで、外人のコックさんがこれをすくって食べたと、うまいと言つて。私は、手にとつてにおいをかぎまして、うん、これでクリッキーが焼けませんかと思わず聞いてしまつたんです。こうなると、確かに生ごみはごみではなくて立派な資源だなという感じがするんです。

設備投資に一億一千万円かけてどうですかと聞くと、毎年ごみ処理に三千万円かかっていたん

です。

○末広まさきこ君 は考えておるわけですが、今後設定するわけでございますが、この目標の実現、実効ということを確保してまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○末広まさきこ君 目標ということでございまして、なかなかこれは厳しいものがあるんじゃないかなと思つたりするんですが、まず最初に、大変頑張っているいい例を取材することができました。ごみを出さない、生ごみはごみじゃない、資源だという発想で市民たちも学校や家庭で頑張っているわけです、生ごみのコンポスト化ということです。

ある雑誌で都内の超一流ホテルのコンポスト化最新設備というものが紹介されていましたので、ちょっと見学に行ってまいりました。そのコンボストレシビというのを紹介いたします。

非常に大がかりなもので、レシビと言うにはふさわしくないかもわかりませんが、このレストランや宴会場から生ごみ、生花、これが一日に百二十リットルのバケツに七十本出てまいります。これをまず細かく碎きまして、それから、厨房から出てくる汚泥、これが産廃系の四七%を占めているわけでございますが、この汚泥と生ごみとを、生ごみ十に対して汚泥一の割合でございます。そして、敷地内の発電所から出る蒸気百三十二度で乾燥させまして四日間一次熟成、酸素を送つたり、温度を調整したりして発酵させるわけです。三日間眠らせて、合計七日間でコンポストができ上がると。

ここでのコンポストは実においしそうなんです。

ふわふわのケーキの材料のようで、外人のコックさんがこれをすくって食べたと、うまいと言つて。私は、手にとつてにおいをかぎまして、うん、これでクリッキーが焼けませんかと思わず聞いてしまつたんです。こうなると、確かに生ごみはごみではなくて立派な資源だなという感じがするんです。

設備投資に一億一千万円かけてどうですかと聞くと、毎年ごみ処理に三千万円かかっていたん

で、三年ちょっとで回収できるのでいいと。有機野菜をお客様に出したいというのが当初取つかれりだったようですがございまして、それも可能になつたし、屋上バラ園の肥料という、バラというのは肥料食いですけれども、バラ園の肥料という副産物もできたので喜んでいらっしゃる現状です。エネルギー、水を含めて、このホテルの循環型リサイクルシステムはとにかく巨大でございました、あたかも船の中に入ったようでございました。

そこで和二のことを思ひたんです。畢竟が重いのはなぜかというと、水分が八五%で、織維質になるのは一五%なんだ。つまり、生ごみは重いけれども、水分を取つて乾燥させると重さは一五%に圧縮できるということです。そうなると運ぶに便利。しかも、もつとすごいことがある。焼却施設で燃やしているときにダイオキシンの発生源を補助しているのがこの生ごみの水分なんですね。このおかげで炉内の温度が上がらないという、こういう今まで弊害があったわけですけれども、水分を取つて乾燥させると生ごみも結構燃え易く変わることかななど、いうことを感じました。

もう一つ、コンポスト化の際に一片のビニールくずたりとも入つてはならないという分別上のすごい苦労があるんです。しかも、これは細心の手作業で行つております。

一日に七百キロの生ごみ、生花の再生処理技術はここでは一年前に完成しているんですが、現場でのこういう取り組みに対して本法律案のもとでどういう評価をなさっているのか。

いろんなところで堆肥化に取り組まれていらっしゃいますが、このコンポスト化に当たっては成分が安定するかどうかというのが大変問題視されていて、そのため引き取りルートが組みにくいで現状があるということをお聞きしております。これについてどういう対策を講じていらっしゃいますか。

○政府参考人(福島吉史郎君) 今先生から御紹介がありましたが、ホテル等の食品関連事業者がございましたように、

におきまして先進的な取り組みが行われているところでございます。これらの取り組み事例は、今後の本法案を運用する上で貴重な参考になるといふ評価をしておりまして、こうした事例も参考にしながら、食品関連事業者と食品廃棄物を使った再生資源の製造事業者、また農業者の三者による再生利用事業計画制度の取り組み、三者の連携推進でございますが、これを進めてまいりたいといふふうに考えております。

五万支払っている、一万ちょっと高くなるけれども、それはまあ大した額じゃないんだとおっしゃるんです。

では、分別が大変ですね、弁当がらとその中のものを分別してと言うと、いや、労働的には弁当がらごと棚からおろしてバックヤードで保管するだけなんですが、業者はそれを持って帰ってくれますから楽です。では、回収業者の方でそれを分別するんですねと聞くと、はい、弁当がらから取り出していく分別で、ヨコバストコすると、うなづいて

と、パッカー車と呼ばれる車がございまして、それで弁当がらごと取り込んで大方は近くの清掃工場へ持ち込まれているんだそうです。リサイクル化は一部しているがなかなか進まないんだと。その原因は分別作業に手間と労力がかかつて大変だからと。正直です、ここはもうとつても正直。苦労してつくったリサイクル肥料や飼料の買い手が問題です、つまり川下の整備が望まれますと、ここまで説明されました。

は、先生おっしゃったように、リサイクルの品質の確保、また再生品の流通ルートの確保が重要であるというふうに考えております。

このために、一つは、主務大臣が定めます再生利用等の実施に関する基準におきましてリサイクル製品の安全性や品質確保を図っていくということと、次に、優良な再生利用事業者の登録制度を設けることによりましてリサイクル業者あるいはサイクル製品の選別が可能となるようになります。また、これらとあわせまして再生品の利用者に対する普及啓発等の実施を進めてまいりたいというふうに考えております。

○末広まさこ君 私が取材しましたこのホテルの話では、そのコンボストは、通常一トン当たり二千円なのですが、ここの場合はその成分の安定性、内容度が抜群なために高い評価を受けて一トン六千円で取り引きされるとのことだそうでございまして。いいものを作れば売れるということなんですね。いふか。流通ルートの整備がインターネット上で始まったというようなことが新聞に出ておりましたけれども、いろいろとよろしくお願ひしたいと思います。

さて、食品ロスについてどうなっているんだろうと、これも実際に調べてみたんですが、こちらの方は余り喜ばしい話ではないんです。

ある大手コンビニのチェーン店の経営者に質味期限の切れた食品の処理法についてお聞きしました。そうしますと、チェーン店本社の指導で、委託回収業者に週四回取りに来てもらつて月に四、

聞いています。自分は現場まで行って確かめたことはないと。早速確かめることにいたしました。回収業者に電話しまして、現場での御苦労を聞きたいなど。主に分別の苦労をやっぽり知りたいんで電話します。したら、一日目は担当者不在。二日目は、内容はどういうことでしょうか、担当者不在で、帰つてきたらお電話させます、内容を伝えますと。三日目、電話に出ない。夕刻しつこく電話しました。担当者はいません、内容はどういうことでしようか。分別と再生利用についてです。担当者に伝えておきます。これでむなしく一週間が過ぎました。本当にあきらめて、ひどい、これはと、もう少し怒りがこの辺まで来ていたら、週が変わつてから連絡が来たんです。

実態はどうなつていてるのと聞きますと、私が連絡を一生懸命とった回収業者の番号ですと教えられた会社というのはどういう会社だったかといふと、ビルの設計、施工、メンテナンス会社でございました。ごみについては、ビルの管理事業の一端として回収事業処理業者との間に入つてコーディネートをしている、それだけですというわけですがございます。その料金、コーディネート料を月一万プラスしているということでございます。レストラン、コンビニなどの商品ロスや残飯などの生ごみは、回収している店舗は三千六百店ほどありますから、月に三千六百万ということです。一日の取り扱い量は百三十二トン。

ビニ側の説明と食い違う、リサイクルは実行されにくい、分別はされやすのが大半という現状ですが、本法案成立後は登録業者のちゃんととした監督も行っていくことになりますので、そのあたりの指導監督はどういうふうになるんでしょうか、教えてください。

○政府参考人(福島啓史郎君) 今先生の御質問にありましたように、本法案におきまして、食品衛生資源の再生利用の実効性を確保するために、これら再生利用を適正かつ効率的に実施する再生業者の確保が重要であります。

こういった観点から、優良な再生利用事業者を育成するために、要件といたしまして、再生利用事業者の内容が生活環境の保全上支障がないこと、また再生利用事業を効率的に実施すること、また再生利用事業を円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するといつて、このような条件を満たす再生利用事業者の主務大臣の登録制度を設けております。

また、こうした登録再生利用事業者の適正な再生利用の業務を担保するために、標識の表示であるとか、あるいは再生利用事業に係ります料金の事前の届け出制、また差別的な取り扱いの禁止等の事項を本法において定めております。

また、再生利用事業の内容が適正でない場合はその登録を取り消す等の措置を講ずることによっていまして、適正・効率的な再生利用を進めてまいりたいというように考えていくところでございま

○末広まさきこ君 この法律では、業者は「登録を受けることができる」とこととしているわけでございます。全員登録ではない。今まさにおっしゃいました優良なリサイクル業者育成、それはできると思うんです、よい子の業者には特典を与える

すよという法律ですから。でも、たまたま私がぶつかったような事例ではこの法律はあってもなくても一緒で、どこで効き目があるのかなという気がするのでござります。つまり、リサイクル循環の枠組みはつくるんですけれども、きちんとその中を食品がリサイクルにまでずっと循環していくかどうかという実効性の保証がないのではないかという点が大変心配で、建廃リサイクル法についてもこれは全く同じことが言えるわけでござります。

リサイクルの実効性確保についてどんな御見解をお持ちですか。

○政府参考人(福島吉史郎君) この法律に基づきまして食品循環資源の再生利用等の基準を主務大臣が省令で定めるようになっております。この省令に即した再生利用等を事業者において進めていたくために助言、指導、さらに一定規模以上の、今政令で百トン以上ということを考えておりますが、年間百トン以上を排出する食品関連事業者につきましては、その基準に照らして不十分な場合には勧告、勧告に従わない場合には命令といふような形でもって実効を確保していくと、これが一つでございます。

また、先ほど申し上げましたような、自分ではみずから再生利用等ができる場合には委託によって処理をする、そういう観點から登録再生利用者制度を設けておるわけでございます。また、先ほどホテル等の実例がありましたが、さらに排出事業者、つまり肥料・飼料等を製造する者、またそれを利用する農業者等の三者の連携を進めいく。そうした二つの方策によりまして食品循環資源の再生利用等を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○末広まさきこ君 ゼひとも有効な手だてを講じていただきたい。

もう一つ、これが大事なんですね。それは型社会基本法では優先順位をつけて廃棄物発生抑制をその順位の最優先としているのに、この法律には、リサイクルの勧めばかりで、捨てなきやならぬほど食品を製造して販売ルートに乗せるといふことはやめようではないかという文章はどこにも、行間にすら浮いてこない。これはどうしたところなどは、つくりんかな売らんかなという考え方からは基本的に脱却できていなければ、ないかなという懸念があります。

リデュースについてはどういう対策を講じようとしているんですか。

○政府参考人(福島吉史郎君) この法案の四条におきまして、「事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努める」ということ、また「食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進する」、つまり、リサイクル製品を利用していくということ、この二つを責務として定めているわけでございます。言いかえれば、発生の抑制とできましたリサイクル製品の利用を推進していくことがこの責務として書かれているわけでございます。

私としましては、循環型社会基本法に照らすと、そしてまた人類の将来を考えると、この食品リサイクル法案だけは相当物足りないわけだと思います。有機農業促進化には役立つと思います。私としましては、循環型社会基本法に照らすと、そしてまた人類の将来を考えると、この食品リサイクル法案だけは相当物足りないわけだと思います。有機農業促進化には役立つと思いまして、大臣、御決意をお聞かせください。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員が提唱されますように、環境をよくするために環境への負荷ができるだけ低減される環境型社会の形成が社会全体の課題となつて、食品廃棄物についてもその発生自体を抑制していくことが極めて重要な課題と考えております。

このため、本法案におきましては、食品の購入や調理の方法の改善による食品廃棄物の発生の抑

制を事業者及び消費者の責務として明示しておるわけでございます。國の基本方針において具体的な取り組みの方向を示すことといたしておりま

す。また、食品の廃棄や食べ残しの減少への取り組みを本年三月に策定されました食料・農業・農村基本計画や食生活指針におきましても重要な柱の一つとして位置づけておりまして、今後、食を考へる国民会議の活動などを通じ、食品廃棄物の発生の抑制についての国民の皆様の理解と実践を働きかけてまいりたいと考えているところであります。

○末広まさきこ君 ゼひ頑張ってください。

つまり、食品リサイクルと、食品の部分と容器の部分と販売、消費者この大きな関係の中で一體的に議論していただきたいなと切に思うわけでございます。

今も申し上げましたように、食品ごみと容器包装の関係は切つても切れないで関連してお伺いしたいんですが、時間が大変窮屈になつておりませんけれども、容器包装リサイクル法が四月から実施され少しほど容器や販売形態に変化が出たのかなとこちらも工夫しているのかなという感じでございます。

私としましては、循環型社会基本法に照らすと、そしてまた人類の将来を考えると、この食品リサイクル法案だけは相当物足りないわけだと思います。有機農業促進化には役立つと思いまして、大臣、御決意をお聞かせください。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員が提唱されますように、環境をよくするために環境への負荷ができるだけ低減される環境型社会の形成が社会全体の課題となつて、食品廃棄物についてもその発生自体を抑制していくことが極めて重要な課題と考えております。

このため、本法案におきましては、食品の購入や調理の方法の改善による食品廃棄物の発生の抑

制を事業者及び消費者の責務として明示しておるわけでございます。國の基本方針において具体的な取り組みの方向を示すことといたしておりま

す。また、食品の廃棄や食べ残しの減少への取り組みを本年三月に策定されました食料・農業・農

村基本計画や食生活指針におきましても重要な柱の一つとして位置づけておりまして、今後、食を考へる国民会議の活動などを通じ、食品廃棄物の発生の抑制についての国民の皆様の理解と実践を働きかけてまいりたいと考えているところであります。

○末広まさきこ君 ゼひ頑張ってください。

そこで、通産省にお聞きしたいのですが、食品

リサイクル・リデュースを論じると同じ視点で容器の方もごみ発生抑制とリサイクルを目見え

形で実行する必要があるのでないですか。

○政務次官(茂木敏充君) 末広委員の御意見を伺つております。たしか去年京都駅で買いました天むすの包装が大変シンプルだったなど、こん

なふうに記憶しておりますが、何にいたしまして

も、委員御指摘のように包装容器はかさばるものが多いわけであります。容積比でいいますと、家庭から排出される廃棄物の約六割を包装容器が占める、こういう状況でございまして、リサイクルとともにしつかり取り組んでいかなければなりません。

七年に容器包装リサイクル法、これを制定させていたきました、分別収集、リサイクルの実施を図ってきたところであります。ことしの四月には、これまでのペットボトル、ガラス瓶に加えまして紙製の容器の包装とプラスチック製の容器の包装につきましても新たに対象物に加えまして、リサイクルの一層の強化に努めているところであります。

御指摘のよう、包装容器廃棄物の発生抑制、リユースに向けた取り組みも大変重要でございまます。

その一方で、リサイクルの実施と並んで、委員デュースす。

す。先行しておりますガラス瓶でいいますと、平成八年のリサイクル率が六五%だったのが平成十一年は七四%まで行く予定であります。また、ペットボトルにつきましては、平成八年に三%だったものが平成十一年、二三%を見込んでおりま

この包装容器のリサイクル法におきましては、事業者がリサイクル費用を負担する、こういう仕組みを組み込んでおりますので、費用負担の軽減を目的として詰めかえ容器の採用、例えば最近シャンプーなんかでもそういうのが多くなってきているわけですけれども、こういった問題であつたりとか、容器包装の軽量化、簡素化に向けた取り組みが始まっているところであります。

さらに、産業構造審議会の品目別、業種別ガイドラインにおきましても、関係事業者に対しまして容器包装の軽量化、簡素化等に向けた自主的な取り組みを促すことといたしております。

いずれにいたしましても、今後とも、委員御指

摘のようだ、容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクル、この両輪について一番の努力を傾けてまい

○羽田雄一郎君 民主党・新緑風会の羽田雄一郎
ありがとうございます。

討する場合には、現代日本の食文化がどのようなものかを考察することも重要と考えます。循環型社会の観点から見た現在の日本の食をめぐる文化あるいはシステムについて大臣の基本認識

ぐる文化あるいはシステムについて大臣の基本認識をお答え願います。

であり、そのため真に必要な制度を実現することが肝要であると考えます。その一環として、今回の方案は食品廃棄物リサイクル促進のため貴重な一步を踏み出すものであり、方案をめぐる課題につき何点か質問したいと思います。

本会議案提出に至る背景 農水省や食品流通審議会、研究会等での検討経過、内容について発玉沢

大臣に簡単に御説明をお願いします。

抑制を一體的に推進していくことが強く求められております。また、食品産業の健全な発展を図るためにも食品循環資源の再生利用等を促進していくことが重要となっております。

こうしたことを背景にいたしまして、本法案は、食品循環資源の再生利用（食品廃棄物等の発生の抑制、減量に関する基本的な事項を定め、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずること）を主要な内容としているところであります。

○羽田雄一郎君 次に、本法案の主なねらいと法案の概要を御説明願います。そして、本法案により具体的にどのような効果が上がるか見込んでい

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 本法案の趣旨については今申した述べたのでありますけれども、こうしたことを行うことによりまして、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築し、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にする効果があると考えております。

卷之三

の必要性が言われていると聞いております。
そこで、食品廃棄物のリサイクル促進の前
しては、まずその発生抑制をすることが大前
あるべきと考えます。

日本の食品廃棄物の総量については、食品の製造・調理過程から生じるものも含めて平成八年度の時点で、事業系が九百四十万トン、家庭系が一千万トンと推計されていますが、これに対し、特に日本における食べ残し等の食品ロスの現状をどのように把握しておられるか、お答え願います。

食は捨てているとの試算があるとも聞いておりますが、金田政務次官、この問題に大変関心がおありとお聞きしておりますので、お考えをお伺いします。

○政務次官(金田勝年君) 委員のただいまの御指摘で、食品廃棄物の実態について申し上げますと、産業廃棄物に分類される食品製造業から排出されるものは約三百四十万トンあるわけでござります。そして、一般廃棄物に分類されるものは約千六百万トンあるわけございまして、全体では、合わせまして千九百四十万トン、約二千万トン程度が排出されておるというふうに現在推計されております。

〔委員長退席、理事市川一朗君着席〕
このうち、いわゆる食べ残し、廃棄につきましては、七百万トンから八百万トン程度というふうに推計されるわけであります。
ただいまの委員の御指摘にもありました食料需給表による供給熱量と国民栄養調査による摂取熱量を比較いたしますと、調査方法の違いというのもありますが、その差のすべてが食べ残しあるいは廃棄というふうになつてているわけではないんですけれども、食料需給表による供給熱量が二千六百十九キロカロリー、そして摂取熱量が千九百四十八キロカロリーでござりますから、差は六百七十一キロカロリーということになり、供給熱量の約四分の一、摂取熱量の約三分の一に該当するということになるわけであつまして、このよう

に、食品廃棄物はまさに御指摘のとおりかなり大量なものとなるわけであります。

に重要な課題であるというふうに考えておるわけ
であります。

はなぜ同様であると聞いております。科学技術省の調査によつても同じような損失額の数字が存在するようであります。

この雑誌では、この数字の根拠は具体的に明示されていませんが、これが事実であるとすれば大

今回の法案では、第四条に事業者、消費者の発
表ゆきしきことであると考えます。まさに食品衛
生、特に食品ロスの問題は我が国の農業政策の
存立にかかる重要な問題でもあると認識すべきで
す。

生抑制の努力規定も置かれていますが、リサイクル策に比べて具体的な発生抑制策のイメージが見えてきません。食品廃棄物、特に食品ロスの発生抑制のため特段の施策を講ずる必要があると考えますが、大臣の見解をお答え願います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 本法案におきましては、第四条におきまして食品廃棄物の発生の抑制を事業者及び消費者の責務として明示いたしておられますとともに、国の基本方針において具体的な取り組みの方向を示すこといたしておるわけでござります。

食品の廃棄や食べ残しの減少への取り組みを本年三月に策定されました食料・農業・農村基本計画や食生活指針におきましても重要な柱の一つとして位置づけておりまして、今後、食を考える国

民会議の活動などを通じまして、食品医薬物の発生の抑制についての国民的な理解と実践を働きかけてまいりたいと考えております。

切さやこの餽食の時代、お金を払って自分が手にし口にするまでどれだけ多くの人がかかわり手間暇をかけているのか、きちんと教育をしていく必要があると考えます。

私は、農林水産委員会で質問をするたびに農作業体験学習の必要性を訴え、大臣に答弁をいたしました。今日、導入する小学校等が急増中である、子供の心を育て、命の大切さを学んでいるという新聞記事も読ませていただいたところでございます。

しかし、文部省では、学校五日制に伴い、地域社会に子供を帰し、親、地域とのかかわりを大切にしていくことを推進しております。地域の受け皿になり得る児童館等を所管している厚生省にも農水省としてアプローチし、農水省、文部省の基

本合意だけではなく、厚生省も含めた三省で連携していく必要があると考えますが、大臣の見解をお伺いします。

農林水産業は生命産業とも言われております。
つまり、生命を大切にして生命を維持していくもの、そういうものがどういうような形で人々の努力によつて確保されてきたか、こういうことを認め
ます。

識していただくことが大変重要なことであります。こう思うわけでございます。

子供たちに対しまして食に関する教育、啓発を行なうことは、健康、栄養バランスに配慮した正しい食習慣の形成、食糧を生産する農業農村に対する理解の促進、食の大切さの理解や食品に対する

知識の増進を図つていく上で重要でありまして、食や農業に対する理解を促進する取り組みは食品廃棄物の発生抑制にもつながるものと考えております。

こういう観点から農林水産省といたしましては、食生活指針の普及定着に向けて、厚生省や文部省との連絡会議の開催などを通じまして、食を考える国民会議の活動、保健所、保健セ

ンターを通じた取り組み及び学校教育や保育所、児童館における食に関する教育などを推進してまいりたいと考えております。

○河田　一眞君　お、かとうございます。
何回も質問させていただいて、国土・環境委員会でやっと厚生省も名前を入れていただきまして、ありがとうございました。

また、日本では総合的な食品ロスについての統計がこれまで実施されていなかつたようですが、その理由は何だったのでしょうか。

さらに、今後、こういった調査を一回限りではなく定期的に行い、國民に積極的に公表し、國民や事業者に実態を認識してもらうことは発生抑制の観点から検討に値すると言えますが、あわせて金田政務次官にお答え願います。

○政務次官(金田勝年君) 食品廃棄物調査を今後実施してその結果を広く公表していくべきだという委員の御指摘でございますが、食品の食べ残しや廃棄の抑制といった食生活の見直し、改善に向けました運動の展開をしていく、そしてそれを推

品ロス統計調査の実施ということも重要であるといふに認識いたしまして、この平成十二年度におきまして食品製造業、食品流通業、外食産業、そして家庭におきます食品の食べ残しの実態を進していくこととに資するためには非常に食

等を把握するための食品ロス統計調査、これを実施することにいたしました。そして、その結果につきましても広く公表していきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

今後とも、これら対策の推進に資するための調査、そして情報の収集、提供に鋭意努めてまいり

たいと考えておる次第であります。○羽田雄一郎君　ありがとうございます。それでは、次に法案の具体的な内容についてお伺いをします。

法案第三条では、主務大臣は食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向や実施すべき量に関する目標を規定した基本方針を策定するとされていますが、この基本

方針の具体的内容、特に数値目標についてどの程度の具体的な目標を規定することとされているのか、金田政務次官にお伺いします。

○政務次官（金田勝年君）　ただいま御指摘の本法案の第三条、基本方針がござります。この基本方針に定めます「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」というのが第三条に掲げ

であるわけですが、これにつきましては、まず再生利用等の技術的、経済的な可能性につきまして検討いたしますとともに、再生利用等のこれまでの実施状況、あるいは再生利用製品がどのよう^に、そしてどの程度利用されると見込まれるか、こういった観点を十分に勘案いたしまして、その上で食料・農業・農村政策審議会の意見も聞きまして設定していくべきで、こういうふうに考えておるわけであります。

〔理學市川　朗君退席　委員長着席〕

○政府参考人(福島啓史郎君) この二〇%につき五年で二〇%減ということですが、その根拠はどこからきてるのでしょうか。

がって、この数字をアップするためには、平均値以下の事業者におきまして再生利用等を進める緊要性が特に高いということをございます。

また、立法過程におきまして食品関連事業者等からいろいろヒアリングをしたわけでございますが、その際、特に外食、流通等、これまで全く再生利用等に取り組んでいなかつた企業が新たに再生利用に取り組むに当たりましては二割程度が限度だという声が強かつたということ、そういうことも踏まえまして、関係者の理解を得やすい数値

目標として考へておるところでござります。
○羽田雄一郎君 事業系食品廃棄物につき五年で
二〇%削減という目標については、食品製造業や
小売業、外食産業などの各業種によつて具体的に
どのような目標設定が行われるのか、あるいは全
業種一律に二〇%ということなのか、お聞かせ願
いたいと思います。

質問しました食品ロスの問題の重要性から見て何らかの削減目標が定められるべきと考えますが、これについて農水省はどのように認識されているのか、お答え願います。

○政府参考人(福島啓史郎君) まず、先生の御質問の中にはありました家庭系の食品廃棄物について目標を定めるかどうかということでござります

か
家庭用などへきむしては、発生源が家庭か一般社会に及ぼす影響を具体的に把握しがたいという問題がありますし、また社会経済事情を勘案した場合、一般消費者に対しまして再生利用等の実施を義務づけるといふことも難しくな

い問題があるわけでございます。そういうことがあら、食品関連事業者、つまり事業系につきましては数値目標を設定し、家庭系につきましては数値目標を設定することによっておこなうことをさせます。

も事業系の再生利用等の仕組みができると、市町村が収集します。そういう家庭系につきましては、おのずからそのシステムの中に取り込まれるしかしながら、そうした家庭系につきましては、事業系の再生利用等の仕組みができると、市町村が収集します。そういう家庭系につきましては、おのずからそのシステムの中に取り込まれる

していくというふうに考えております。
それから、業種ごとに定めるかどうかということ
とでござりますけれども、食品循環資源の再生利
用等を実施すべき量の目標は、言いいかえれば食品
関連事業者にとっては負担ともなるものでござい
ます。したがいまして、公平性の観点から、いすゞ
の業種につきましても同じ目標を定めることのが
適切であるというふうに考えております。

○羽田雄一郎君 事業系食品廢棄物につき五年後
に仮に二〇%減となつたとして、その後の扱いを

どのように考へていらっしゃるのか、それにより目標は達成されたと見るのか、さらに新たな数値目標を設定されるのか、お考えをお聞きします。

○政府参考人(福島吉史郎君) 今先生の御発言にありましたように、基本方針は五年程度の計画期間を定めまして、その間の目標等を定めるようにしているわけでござります。

計画期間の経過後におきましては、その時点における再生利用等の技術的、経済的可能性や再生利用等の実施状況なり、あるいは再生利用製

品、リサイクル製品の需要動向、そういうものの勘案いたしまして、法の趣旨にかんがみましてさらに新しく計画を定める。その際にどの程度の投票が適当であるかといふことは、先ほど申しました

自機が適当であるかといふことは、少くとも、EPAの立場から見て、問題ではない。しかし、この問題は、したような観點からその時点におまかして検討をしたいというふうに思つております。

率的な促進を図るために、この基本方針、あるいは後ほど質問する判断の基準について漠然とした総論的な規定を置くだけでは不十分と考えます。

数値目標等いわば各論部分について、事業者、国民がどのようにすべきかについて明確にわかりやすく具体的な内容のあるものとする必要があると考えますが、御見解をお聞かせください。

○政府参考人(福島啓史郎君) まず、基本方針におきましては、具体的に、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量の目標あるいは再生利用の実施に関する事項、また発生の抑制の実施に関する

○羽田雄一郎君 第五条に國の責務が規定されていますが、食品廃棄物に関する國の現行施策と法規等の施設の整備に関する事項、また体制の整備に関する事項等について基準を定めることを考えております。

また、事業者等の判断の基準につきましては、さらにこうした基本方針に即しまして具体的に事業者等が取り組むべき内容を定めることとしております。

案が成立した場合の具体的な施策の見通しを、**金田政務次官**、お聞かせ願えればと思います。

は、法案の第五条にもありますから、一つには再生利用等のために必要な資金の確保その他の措置、二つ目には情報の収集、整理及び活用並びに再生利用等に関する研究開発の推進及びその成果の利

普及等、三つ目には国民の理解、協力の促進、こういった三点を行うことといたしておるわけであります。

が考えられるわけであります。これらに関しましては、各種予算措置等を伴うものもありますので、来年度予算要求等におきましては、費用内に負担して甘心してまいりたい、こうして

○羽田雄一郎君 食品リサイクルについて予算措置や融資などが行われていますが、リサイクル施設関係、いわゆるハードが主体で、食品廃棄物の

政府として、リサイクルにかかるる食品関連事業者等、ソフト面での予算的な支援が不十分との印象を持ちます。

業者や肥料製造業者、農林漁業者に対しもう少し踏み込んだ支援が必要と見えますが、玉沢大臣、どうお考えになりますでしょうか。

利用等を進めるに当たりましては、技術研究開発の推進及びその成果の普及、リサイクル施設の整備に対する支援のほか、本法案に基づく登録再生利用事業者制度や再生利用事業計画の活用など、リサイクル製品の供給側と需要側の連携を促進するような取り組みの普及啓発に対する支援についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○羽田雄一郎君 また、第七条で、再生利用等促進のため食品関連事業者の判断の基準となるべき

事項を定めることとしています。これが定めることにより具体的にどのように食品リサイクル等が促進されるのか、お答え願います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 食品関連事業者につきましては、再生利用等の実施の意欲なりノウハウを有しながらも、再生利用等の実施に当たりまして遵守すべき基準や留意事項がわからないということ、どのような再生利用事業者へ委託していいかがわからないということ、また利用者との関係をどのように構築すべきかというようなことと、そういった明確な判断のよりどころを有していないがために再生利用等に取り組むことができない事業者やちゅうちょしている事業者が多いといふように考えられるところでございます。

このため、先ほど先生の御質問にありましたように、主務大臣が食品関連事業者による再生利用等の実施に関する判断の基準となるべき事項を定めるようになっております。この判断の基準となるべき事項におきまして再生利用等の具体的な実施方法を明確に示すということにしておりまして、これに基づきまして国が指導、助言等を行つていくことにしておるわけでございます。

そのことによりまして、食品関連事業者が取り組むべき事項が明らかになって事業者が具体的な取り組みを行いやすくなるということ、また登録再生利用事業者への委託や再生利用事業者と利用者との三者の連携が促進されるということ、また事業者が判断の基準に従つて再生利用を行うことによりましてリサイクル製品の品質が確保されるとのこと、これらによりましてリサイクルが促進されるというふうに考えているところでございます。

○羽田雄一郎君 第九条で、再生利用等について勧告、命令等ができる食品関連事業者については、政令で一定の規模要件化をすることですが、その規模の見通しはどうにお考えですか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 政令で定める規模につきましては、具体的に言えば、再生利用を実施する場合のコストがその処理ロットから見まし

て一般廃棄物を委託によって処理する費用と大差がない水準となる、まず経済的に実行可能性といふのが一つでございます。また、全体量といいたしまして全排出量に占めます割合が過半を超えると

いうこと、そういうことを総合的に勘案いたしまして、年間発生量百トン程度が具体的な基準として適当ではないかというふうに考えておるところでございます。

○羽田雄一郎君 新聞報道によれば、百トンとするか五十トンとするなどと議論があつたとのことです。ですが、百トンとした根拠は一体何なのでしょうか。また、百トンの想定食品関連事業者数と全体に占める割合はどれくらいになるんでしょうか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 対象企業の要件を百トン以上といたしましたのは、先ほど申しましたように、実行可能性と事業規模に即した社会的責任の確保という観点から定めたものでございます。

した主務大臣が定めます食品関連事業者の判断の基準となるべき事項におきまして、事業者は食品廃棄物の発生量につきまして記録しなければならない旨を定めております。したがつて、必要に応じまして報告を求めるなど、食品廃棄物の排出量を的確に把握するということが一つございます。

あわせて、一般廃棄物につきましては市町

村が処理をしております。また、産業廃棄物につきましては、事業者に対する監督権を都道府県が持っておりますので、そうした市町村なり都道府県との連絡も密にしながら必要な情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、こうした調査等によりまして取り組みが不十分であることが明らかとなつた事業者につきましては、指導、助言を行うなど事業者の自發的取り組みを促してまいりたい。さらに、一定規模以上の事業者につきましては、その基準に照らしまして著しく不適切な場合には勧告、あるいは勧告に従わない場合には命令等の措置を講じてまいります。

○羽田雄一郎君 今後、段階的に対象企業をふやし、小規模事業者までカバーすることも考えていらっしゃいますか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 今後の進め方でございますが、今後につきまして、この食品関連事業者によります食品循環資源の再生利用の状況なります。あるいはリサイクルの特にコストがどの程度計しているところでございます。

そのことによりまして、この百トン以上の事業者は、全体の食品関連事業者は約百万事業者程度とさうふうに推計しておりますが、そのうち一万六千事業者程度、つまり全体の一・六%程度と推

まで引き下がっていくかというようなことを考えていく必要があると思います。制度差足を控えている現在のところ、段階的に引き下げる方向で検討することは考えておりません。

○羽田雄一郎君 一般論として、勧告、命令等についての法制度を設けても名ばかりでほとんど使われず、結果として実効が余り上がっていないものも少なくありません。今回の法案においては、指導、助言、勧告、命令制度を適切かつ効果的に活用していくための努力が必要であると考えます。

例え、百トン以上排出の事業者数は全国で約

一万六千業者に及ぶと聞きますが、これら莫大な業者の再生利用等の実態をどのようにして正確に把握していくのか、またどのような場合に勧告、命令等を行ふとするのか、その基準を簡単にお聞かせください。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先ほど申し上げましたように、実行可能性と事業規模に即した社会的責任の確保といふ観点から定めたものでございます。これは、百トンとした根拠は、先ほど申し上げまして、実行可能性からいえば、先ほど申し上げましたように、リサイクルのコストがその処理ロットから見まして一般廃棄物を委託によって処理する場合の費用と大差がない水準になるということと、また社会的責任の確保をいたしましたは、食

品廃棄物の全排出量に占めます対象者の排出割合が量として過半を超えるということ、そういうしたことから百トン以上としているわけでございます。

そのことによりまして、この百トン以上の事業者は、全体の食品関連事業者は約百万事業者程度とさうふうに推計しておりますが、そのうち一万六千事業者程度、つまり全体の一・六%程度と推

の実効をいかに図つていくのか、その観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず、登録認定制度には廃棄物処理法の特例等が設けられておりますが、食品リサイクル促進のインセンティブとしてこの制度で十分効果が上がる認識されているのでしょうか。また、登録再生利用事業者の想定事業者及び再生利用計画の数はどの程度と見込まれているのでしょうか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先ほど申し上げましたように、特に一般事業系の食品廃棄物につきましては、排出所におきます排出量は少量ずつ排出される。したがいまして、それを広域的に処理することによってその再生利用等を図つていく必要がありますわけだと思います。そうしたことから、登録制度を設けまして、そこでの食品循環資源の委託あるいは譲渡によりまして広域的な処理ができるようにしているところでございます。

その際、廃棄物処理法の特例を設けております。これは、今、廃棄物処理法によれば、一般廃棄物につきましては原則としまして市町村内での処理という考え方でございます。したがいまして、市町村を越えて運搬をする場合にはその運搬の許可も必要だということでございまが、先ほど申し上げました登録再生利用事業者は三者計画、三者の連携によります計画によります再生利用事業者の事業場に持ち込む場合には適切に再生利用されるわけでございます。あるいは三者計画、三者の連携によります計画によります再生利用事業者の事業場に持ち込む場合には適切に再生利用されるわけでございます。また、先ほど申し上げました登録再生利用事業者は三者計画、三者の連携によります計画によります再生利用事業者の事業場に持ち込む場合には適切に再生利用されるわけでございます。また、どの程度の事業者数を考えているかといふことでございますが、現在、特殊肥料の届け出者数が三千六百業者程度、また飼料製造業者の届け出数が千七百業者程度でございます。これらの業者のうちから主として食品廃棄物を飼料等に再生利用している者が登録の申請をしてくるものといふふうに考えております。具体的に申請のあつた

者の事業場の内容等を審査の上、登録することとしてまいりたいと、いうふうに考えております。

○羽田雄一郎君 それでは、食品リサイクルによる資源の主要な活用方法として食品廃棄物の肥料化が考えられます。そこで、現在の肥料の需給関係につき質問いたします。

資料によれば、稻作十アール当たり堆肥使用量が昭和四十年に五百キロを超えていたものが平成九年には百数十キロとなり、また肥育豚への一頭当たりの残飯給餌量が昭和四十年は二百キロであつたものが平成九年にはわずか六キロとなつております。

このように、有機性肥料である堆肥需要量、残飯給餌量が急減していると聞いておりますが、その推移と現状、また最近需要が少なくなつた理由をどのように分析していらっしゃるのか、お答え願います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先生の今御発言がありました水稲作における堆肥等の施用量、あるいは肥育豚一頭当たりの残飯給餌量は減少しております。その理由としましては、一つは、農業労働力不足によりまして堆肥等をつくる労力がない、あるいはそれかわっていわば簡単な化成肥料等を使うことがふえてきているということでございまます。

また、養豚につきましては、都市養豚が減少してきておりまして、省力化に有利な配合飼料の利用が進んできているというような事情があるわけになります。今後、この法案によりまして再生利用する事業者がふえることによりまして安定品質のリサイクルされた肥料等の供給が増大するということ、また、この三者の連携によります計画の活用によりまして特に農業者との連携が進むということを考えられることから、リサイクルにより生産されましたが肥料が需要者である農家等に安心して受け入れられるように安全性の確保や品質の安定性

等に取り組んでまいりたいと、いうふうに考えております。

○羽田雄一郎君 現状では、堆肥量などに関するものではありませんが、供給サイドでのリサイクル促進を行っても需給サイドが十分対応できず、いわば出口のない状況下でリサイクルの取り組みが行われている傾向にあるのではないかと思いますが、リサイクルはコスト面の改善、流通ルートや需要サイドの受け皿の整備がなければ根づかないものであると考えます。

リサイクルにより肥料化したが需要がなく結局廃棄されるのでは、統計上はリサイクルされたと区分されることがあつたとしても、これは全く意味のないことになります。リサイクル普及の前提出として強力な需要創出施策が必要であると考えますが、農水省の具体的の方策をお聞かせ願います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先生の言われましたように、リサイクル促進の観点からは、リサイクルされました肥料等の製品の販路の確保が重要であります。しかし、農水省の具体的方策をお聞かせ願います。

このため、一つは、食品関連事業者がリサイクルに取り組むに当たりまして、肥料等の安全・品質の安定性、また安定供給等を先ほど申しあげております主務大臣が定める事業者の判断基準の中で定めまして、その実施を指導、助言、勧告等により確保してまいりたいということを考

えております。

また、再生利用事業者の登録制度によりましてその製造するリサイクル製品の安全性等が確保されるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、排出事業者、再生利用事業者、それから仕組みを設けていているところでございます。

こうした措置によりましてリサイクルのコストを下げるによって低価格のリサイクル製品が

できてくる。そういう供給が行われてくれれば、その品質の安全性あるいは安定供給等が確保され、その利用も拡大していくというふうに考えておられます。

○羽田雄一郎君 需要がないのは農家のニーズに対する的確な対応、供給者側の努力がまだ不十分であるためとも言えます。

まず第一に、需要側の農林漁業者のニーズを的確に把握するため、その声を十分聞く必要があると思います。それにより、製品の低コスト化は言及します。それに及ばず、製品の一定の品質の確保、農林漁業者の需要時期に合わせた供給などを図るべきだと思います。

また、需要側がリサイクル製品を使用するインセンティブを持ち得るよう、輸入肥料等とのコストの格差を正を図るために、リサイクル製品の使

用農家に効果的な助成等の措置を行うことも含めた抜本的な取り組みが必要と考えます。

農水省は今後どのように取り組みを行っていくかの、金田政務次官、お答え願えればと思

ます。

○政務次官(金田勝年君) 主務大臣が定めます食品関連事業者の判断の基準となるべき事項におきまして、リサイクルされました肥料、飼料等の安全性や品質の安定の確保、そして安定供給等の安全基準の中で定めまして、その実施を指導、助言、勧告等により確保してまいりたいということを考

えております。

印象を持ちます。しかし、全体の循環型社会構築のためには、小規模の食品関連事業者や一般家庭さらに食品廃棄物にとどまらない地域的な取り組みとの連携が必要ではないかと考えます。

例えば、私の出身である長野県の上山田町では、温泉地の旅館組合、飲食店組合、地元自治会、行政が手を結び、町の補助で堆肥センターを建設し、生ごみを収集、堆肥化して農家において活用する生ごみリサイクル事業の取り組みを行っています。

今国会、この法案のほか、循環型社会の実現のため、廃棄物リサイクルについての個別法案が複数提出されています。循環型社会実現のためには、これら廃棄物リサイクルをいかに総合的に機能させるかが最大の課題であります。

農水省、厚生省、環境庁など、来年一月の省庁再編後は農水省と環境省等関係省庁が一体となって、今回の法案と組み合わせ、連携する形でこういった地域規模の取り組みへの積極的支援がなさるべきだと考えますが、最後に、玉沢大臣の決意をお聞かせ願えればと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 食品廃棄物のリサイクルを進めしていくに当たりましては、食品産業だけでなく、ホテルや旅館業、あるいは酒類製造業、百貨店等各省政府所管する企業からも排出されておりますが、そのリサイクルに当たりましては、一定のまとまりのある地域に所在するこれら多種類の事業にかかる食品廃棄物をまとめて広域的に処理することが効果的であると存じます。

したがいまして、関係省庁が連携してこれらの処理、推進をしていくことが重要であります。

このため、本法律案におきましては、農林水産大臣及び環境大臣を中心に、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が主務大臣となつて、各省とも連携してまいりたいと考

ります。

○羽田雄一郎君 最後に、法案のねらいは大規模

百四十万トン、一般廃棄物系が一千六百万トン、

合計二千万トンという膨大な量の廃棄物が出ているのが実態であります。今回の法律案では、食品廃棄物の発生抑制、それから減量を図る、そしてよって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与するということを目的としているというふうにうたわれておりますが、循環型社会構築との関係で、本法律案の意義というか位置づけについて、まず大臣に御質問いたします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するため、その施策の基本となる事項を定める循環型社会形成推進基本法案が今国会に提出をされております。

この法案は、循環型社会の形成のための基本的な考え方といったとして、まず、できるだけ原材料等が廃棄物等となることを抑制すること、発生した廃棄物等のうち有用なものである循環資源につきましてはできるだけ再生利用その他の循環的な利用を行うこと、また、循環資源のうち循環的な利用が行われないものについては処分がなされることが定められております。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案は、食品廃棄物等におきまして、まず発生することを抑止する、さらにまた再生利用を行う、さらにつれを減量するということを一体的に促進することを内容とするものであります。循環型社会形成推進基本法の趣旨に即するものとなっておるところでございます。

○高野博郎君 日本を中心として先進国側では食品安全文化と言われているんですが、一方で途上国側には食糧不足の現状があります。そこで、世界の食糧事情について若干お伺いいたします。

しているんじゃないだろうか、比較的うまくいっている例ではないかというふうに見てまいりまし
た。

ただ、すべての食品業界全体にこのようなやり方を広げていくことができるのかどうか、いろいろ課題が多いのではないかというふうに思うのですけれども、その点どうお考えでしょうか。

リサイクル製品の利用を促進するためには、一つは、リサイクルのコストをできるだけ下げていくこと、二つ目は、そのリサイクル製品の安全性なり品質の確保あるいは安定供給を図っていくということをございます。

また、もう一つは、再生利用事業者の登録制度を設けておりまして、その製造するリサイクル製品の安全性等を確保できるようにするということです。

また、三番目には、排出事業者と再生利用事業者とリサイクル製品を利用する農業者、先ほどのホテル等の例でござりますが、そちらにつき三者間

これらによりまして低コストのリサイクル製品の連携をさらに幅広く進めるという仕組みを設けているわけでございます。

○岩佐義美君 法の対象は、当面、年間排出量百トン以上の大手業者という予定だそうですが、それとも、私は公共機関でも率先してやることが重要じゃないかと思っています。

伺ったところによると、農水省でも三十トンぐらい出して いるそ うで すが くれども、こうした食堂

や販売から排出される食品廃棄物について、生ごみの排出量を減らすという、そういう計画とともに再生利用をすると、いうことが大事だらうといふ

ふうに思いますが、どうでしようか、まず農水省からやつていただいたらいいと思いますが。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、委員の農水省の食堂から三十トンの廃棄物が出るという話でございますが、食堂は一つしかないわけではないわけでございまして、たくさんあります。それら全

そこで、この食品循環資源の再生利用、食品廃棄物の発生抑制、減量の推進に当たりましては、当省における食堂施設も含めて取り組むことが重要です。

要であると認識しております。
御指摘につきましては、指導に当たる当省の責務の一環として、身近なところからも取り組むべきとの御提言と受けとめて、これから取り組んでいきたいと存じます。

○岩佐恵美君 私もあつちこつち現場を回ってみ

で、現場の悩みというのは、やってみないと、取り組んでみないとわからないということです。それで、農水省が旗を振る以上、やっぱり足元からやっていたらどうというのはとても大切なことはないかというふうに思います。

それから、事業系九百四十万トン、家庭の生ごみが一千万トンといふことで、家庭の生ごみをど

うするかというの大きな課題だと思います。今、ほとんど焼却、埋め立てになつてゐるわけで

それで、実は群馬県板倉町といふところで資源化センターを持つてゐるんです。日量三トンの生ごみを処理して一トンの堆肥にしています。生ごみ六におがくず四をまぜて発酵菌で三ヶ月熟成させることです。九七年度でトントン当たり四万三千六百円のランニングコストがかかっていきます。ところが、成分が安定しない、品質保証ができないということで、肥料として販売できないと

いうんです。それで、土壤改良材として町民に家庭菜園などでとりあえず使ってもらうというようなことをしてはいるところが説明でしたけれども、ここ

ういう、町で取り組んでうまくいっている例というのがほかにあるんでしょうか。

まして、有機農産物等の生産をそれによって行いまして農協等を通じて販売している、そういう事例があるわけでございます。それをレインボープランと称しておりまして、市それから地域全体で取り組んでいるというふうに承知しております。

五年から家庭用生ごみ処理機に補助金を出して普及を図っております。その後、六年間で全世界数の一五%に当たる八千三百七十五軒が市の補助金で処理機を購入しているわけです。この青梅市の住民団体、青梅の木とごみを考える会が四月に発表したアンケート調査結果があり

これによると、回答者の四分の一が生ごみ処理機を持っております。ところが、実際には、毎日使っている回答は三分の一余りで、全く使わないという回答が二六%ありました。使わない理由は、性能に不満があるとか、維持費がかかる、電気代がかかる、バイオ菌が高価である、あるいは、

受けがなかなかいい不満が高まると、あるいは
おいがする、手入れが大変とか堆肥として使い
切れない、そういう理由が挙げられているわけで
す。処理機そのものは決して安くはないんです。

ごみ処理にエネルギーを使う、しかも処理機を使わないということになるとそれ自身が粗大ごみになってしまふということですから、いろいろ試行錯誤しているわけですけれども、住民の間ではやっぱりコンポストが一番いいようだと。問題は、設置場所が問題ですし、できた堆肥をどう活用するかという、そういう問題があるんです。

やつぱり私は、この生ごみの再生利用についても、先ほど同僚議員の指摘がありましたが、施設主義ではなくて、技術の問題とか設備とか

投資するとか、そういうことに頼るんじゃなくて、すごくみんなが簡単に手軽に安く参加できる、そういう方法を模索していくことが大事だと、思います。そういう意味で、こうした共同コンボメントの設置だとか堆肥の回収だとか、あるいはそれを利用してくれる人たちの確保だとか、引き続

しをどうするか、そういうシステムを工夫していく必要があると思うんです。

ですから、家庭系のごみについても、先ほど事業系のごみの問題がうまくいけば全体に広がっていいくのではないかというふうに思うと言われましたけれども、そうではなくて、やっぱり家庭系の

○政府参考人(福島啓史郎君) この法案の中にお
ごみにはそれなりのまた特殊事情があるような気がするんです。そういう上で、ぜひ自治体任せではなくて国として積極的に取り組むべきだというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょ
うか。

きましても、先ほど申し上げましたように、一定の地域でのまとまり、特にその中で、排出する食品事業者、それから、それを肥料なり飼料等に加工、製造します再生利用事業者、それを使って農業生産を行なう農業者、その三者の連携を進める仕組みをこの法案の中には設けているわけでござります。

こうしたことによりまして、それがスムーズに
いくように廃棄物処理法の特例等も設けているわ
けでございまして、いろんな支援等も講じなが

ら、こうした三者の連携という方式も登録事業者による方式とあわせまして推進してまいりたいと、いうふうに考えております。

○岩佐憲美君 最近、家庭系の生ごみを再利用している方から伺ったんですが、家庭の生ごみはもう一分別する必要がある、つまり、動物性の生ごみと植物性の生ごみともう一回分ける必要があるんじゃないかなと。動物性の生ごみの場合は、家庭

から出るものはちょっと古いでこれはバイオの利用が適しているかもしない、植物性の場合には、樹木の剪定した枝、これを細かく切ってそれを一緒にしてコンポストに入れると大変いい肥料になるんじゃないかというような声いうできるところからやつていただきたいという声があるんです。

いざれにしても、今のお答えもありましたけれども、家庭系の生ごみについて、せっかく事業系について手をつけていくわけですから、そういう現場でいろいろやっておられる皆さんと協力して取り組んでいただきたいというふうに思っています。

○岩佐恵美君 大事だということで取り組んでいかれるんでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 先ほど局長の方からも申し上げたのですが、家庭系の生ごみのリサイクルにつきましてもできるだけ取り組んでいく、リサイクルに、そういう趣旨でござります。

○岩佐恵美君 大事だということで取り組んでいたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 先ほど局長の方からも申し上げたのですが、家庭系の生ごみのリサイクルにつきましてもできるだけ取り組んでいく、リサイクルに、そういう趣旨でござります。

○岩佐恵美君 ちょっと関連して食品の安全性の問題について伺いたいと思います。人のダイオキシン摂取量の九〇%が食品からである、これはもう周知の事実です。食品安全性の確保は不可欠だと思います。荏原製作所藤沢工場からダイオキシンが垂れ流されていました。このことが発覚した引地川のダイオキシン濃度が非常に高かったわけですが、魚の汚染状況はどういう数値だったのでしょうか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤保雄君) 五月十二日に環境等の調査結果が発表されましたけれども、引地川の結果でございますけれども、平均十匹、魚類の結果でございますけれども、二十匹でございました。

この数字につきましては、環境庁で平成十年度に実施しました全国一斉調査のデータがございま

すけれども、検出範囲が〇・〇四八から三十ピコでございまして、その範囲内におさまっております。

○岩佐恵美君 フナで三十ピコ、それからコイで十三ピコグラムと非常に高い汚染だったわけです。特に、日本人は魚の摂取量が多いわけですから、ダイオキシンの一日前取量への寄与度が大体五割から六割と高いわけです。当然、私は魚介類の安全性の確保が求められます。

厚生省は、九二年から五年の四年間、東京、大阪の魚種別ダイオキシン濃度、これをずっと発表していたんですが、その後、そういう形ではない、もう本当に国民にとってわかりにくいデータの発表の仕方をしているわけですから、どうしてこういうふうになってしまったんですか。何で連続的に從来やっていたような発表の仕方ができなくなるのですか。

○政府参考人(西本至君) 議員御指摘のとおり、魚介類を含めた個別食品につきましては、平成八年度以降は購入地の公表というのは行ってございません。

この主な理由といたしましては、ダイオキシン類の人への影響につきましては、食品を介してのダイオキシン類の総摂取量を耐容一日摂取量、いわゆるTDIでございますが、これと比較するこによりまして判断することが適切であるというふうに考えまして、厚生省で平成八年度から一タルダイエット調査に切りかえた、こういうことでござります。

これは、平均的な食生活におけるダイオキシン類の摂取量を推計するための一日の摂取量を調査するものでございます。その結果によりまして、摂取量はTDIを下回っているということが明らかになったということが一つの理由でございま

いうことが判明したのでござります。これが主な理由でございます。

○岩佐恵美君 環境庁と建設省は、それぞれ川の汚染調査と川魚の汚染の全国調査をしているわけですから、それどのような形でデータの公表をしているのか、相互活用しているのか、あるいはその結果に基づいてどういう対策をとっているのかということについて説明いただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤保雄君) 平成十年度に全国緊急一斉調査をやつておりますけれども、その結果を種々活用して対応しております。

それで、今回、引地川の件につきましては、上流部から下流部まで、特に平成十年度の調査結果で富士見橋の水域で三・五と高かつたものでござりますから、魚類も含めまして調査をしておるところでございます。

なお、ちょっと補足させていただきますと、引地川におきましては漁業が行われておりますのでその点は安心でありますけれども、念のため釣り人が来られて釣ったものにつきましては、現地において食べないようにという指導をしております。

○岩佐恵美君 そうじゃなくて、データの相互活用。

○政府参考人(遠藤保雄君) 建設省につきましては一級河川につきまして調査をしていただいておりまして、その場合の調査の仕方につきましては、環境庁の方でマニュアルを出しまして、両者で調整して対応しております。

○岩佐恵美君 結果は。

○政府参考人(遠藤保雄君) 結果につきましては、今ちょっと手元にございませんので、後ほど資料として御説明申し上げたいと思います。

○岩佐恵美君 そうではなくて、結果の相互活用はどうしているんですかということを伺つたんであります。

○政府参考人(遠藤保雄君) データについては、私の方でいただきまして、相互にそのデータを交

換して対応しております。

○岩佐恵美君 ダイオキシンの環境ホルモン作用について、現時点でわかっていることを説明してください。

○岩佐恵美君 環境ホルモン作用が凝われている状況でございます。

○政府参考人(西尾哲茂君) ダイオキシン類の影響につきましては、発がん性でありますとか肝毒性、免疫毒性、生殖毒性などがございますけれども、中でも、生殖毒性として動物実験で精子数や性器の形状の異常ということが指摘されていることから環境ホルモン作用が凝われている状況でございます。

○政府参考人(西尾哲茂君) わかりてることで最新の魚介類を含めた個別食品につきましては、上流部から下流部まで、特に平成十年度の調査結果で富士見橋の水域で三・五と高かつたものでござりますから、魚類も含めまして調査をしておるところでございます。

なお、ちょっと補足させていただきますと、引地川におきましては漁業が行われておりますのでその点は安心でありますけれども、念のため釣り人が来られて釣ったものにつきましては、現地において食べないようにという指導をしております。

○岩佐恵美君 そうじゃなくて、データの相互活用。

○政府参考人(遠藤保雄君) 建設省につきましては一級河川につきまして調査をしていただいておりまして、その場合の調査の仕方につきましては、環境庁の方でマニュアルを出しまして、両者で調整して対応しております。

○岩佐恵美君 結果は。

○政府参考人(遠藤保雄君) 結果につきましては、今ちょっと手元にございませんので、後ほど資料として御説明申し上げたいと思います。

○岩佐恵美君 そうではなくて、結果の相互活用はどうしているんですかということを伺つたんであります。

○政府参考人(遠藤保雄君) データについては、私の方でいただきまして、相互にそのデータを交

換して対応しております。

○岩佐恵美君 ダイオキシンの環境ホルモン作用について、現時点でわかっていることを説明してください。

今、引地川については釣り人が釣りをするんです。危ないとわかつてから、釣り人にはそこの魚は食べないようにならうことになったわけですが、それでも、ダイオキシンというのは、漏っていてすぐにはダイオキシンがそこにあるとわかるものじゃなく、結構きれいな川でもダイオキシンがあるかもしれないということにならわけですから、やはりダイオキシンの魚類への規制基準というのをちゃんと決める。例えば、P.C.B.だって水銀だって決めていたんです。そうすれば、じゃ、どこの海は、どこの川は大丈夫かということで、それを目的にして調査をするということになるわけですから、何か平均値が大丈夫だから基準なんかつくる必要はないんだ、対応する必要がないんだということで済まされる問題じゃないというふうに思うのです。

のかということで先ほどの回答を申し上げたような次第でございます。

な次第でございます。
○岩佐恵美君　何度も同じ答弁を聞いても仕方のないことなんですが、私たち人間というものは平均値で暮らしているわけではないんです。関西の方あるいは関東の人あるいは産業廃棄物がたくさん密接していいる地域で暮らしている人、それも大切なんです。ダイオキシンの暫定規制値というのを決めないで、漁獲や販売の制限も全くない、規制がない中で、これは通告していません。岩佐さんの質疑と統合してのことです私も言わせていただいているんですけれども、再資源化といふに居ります。

るというようなこの過剰な状況を抑制する制度づくりが必要だと思います。あるいはまた、食品を廃棄しないという意味での発生抑制ということを求められるわけですけれども、この視点が今回の法案には全く入っていないということです。当面食糧の自給率を四五%にするという目標を掲げて新しい基本法がつくられたわけですけれども、このむだに廃棄されている食糧の輸入を少し抑えるだけで食糧の自給率四五%というのは達成が可能であるというふうに私は思つておるわけです。

それで、今回のこの法案は食品循環資源再生利用促進法ということですけれども、昨年七月に成り立した食料・農業・農村基本法の十七条に、食品産業の健全な発展として、事業活動に伴う環境への負荷低減及び資源の有効利用確保に配慮するいふ規定をして、ございました。そこで、この基本法が

とか規定されてしまっているんです。また、この基本計画に基づいて策定され国会に報告された基本計画においても、食品残渣の発生抑制、リサイクルの促進等の施策を講ずることが明らかにされているが、この新しい基本法と基本計画と本法案との関係はどういうふうに位置づけられて整理されているのか、まずお伺いをしていただきたいというふうに思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) この食料・農業・農村基本法は、基本計画を定めまして食糧の自給率の向上等を目指してこれから進む、こういうことになりました。そういう中におきまして、基本法の第十七条におきましては、今委員が言われました

たように、環境への負荷の低減及び資源の有効利用をうたつておるわけでございます。そういう観点からも自給率を向上せしめるという努力を図つ

てしく、こうしようとあります。

ともちゃんとどうやっておるわけてございまして、食品産業の事業者が食品循環資源の再生利用等を促進することによって食品資源の有効利用、食品廃棄物の排出抑制を図ることを目的として規定して

第十二部 國土・環境委員会會議録第十八号

平成十二年五月二十三日

ておりまして、食料・農業・農村基本法の趣旨に即したものとなつてゐるところでございます。

○大淵綱子君 私は、即していよいよとは言わなく

て、どういう位置関係にある法律かなと、ということを位置づけていきたいというふうに思つてます。

この法律を見る限りにおいて、私は、廃掃法、いわゆる厚生省所管の廃棄物法が具体化をするためのより個別的な法律になつてゐるというふうに思つてます。食料・農業・農村基本法との関係は。そうしますと、今度環境庁の出された循環型社会推進法との関係、位置づけというのはどうなりますか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するため、その施策の基本となる事項を定める循環型社会形成推進基本法案が今国会に提出されることは今御指摘のとおりであります。

この法案は、循環型社会の形成のための基本的な考え方として、できるだけ原材料等が廃棄物等となることを抑制すること、また発生した廃棄物等のうち有用なものである循環資源につきましてはできるだけ再生利用その他の循環的な利用を行うこと、さらに循環資源のうち循環的な利用が行わることについては処分がなされることを定めておるわけであります。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案は、食品廃棄物等につきまして、発生の抑制、発生することを抑制する、再生利用をする、それから減量を行う、これらを一連的に促進することを内容とするものであります。循環型社会形成推進基本法の趣旨に即するものとなつておるところござります。

○大淵綱子君 それでは、事務方の人聞きます

けれども、大臣は発生抑制を図るというふうに、この法律によって國れるんだというふうに明快に答弁をされておりますけれども、資料によりますと、発生量は一般廃棄物で千六百万トン、このうち事業系が六百万トン、家庭系が一千万トン、そ

れから産業廃棄物が三百四十万トン、合計千九百四十万トンというふうになつております。

本法施行により、何年後にどのぐらいの発生を抑制するという目標を立てられておりますか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 先ほど大臣から御

答弁がありましたように、発生抑制と減量、それ

と再生利用を一体的に進めるというのがこの法案でございます。こうした再生利用と抑制プラス減

量によります目標数値といたしましては、五年間で二〇%ということを目標としているということを

申上げておるわけでございます。

○大淵綱子君 産業廃棄物のところの五年間で二〇%ということですね。それでよろしいんですか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 事業系でございま

すので、産業廃棄物と一般廃棄物の事業系でござ

います。

○大淵綱子君 普通、法案がつくられて新たな対策が示されるときには、せめて半分ぐらいは対処

できるようになるという意込みがないと私はな

かなか実効が上がらないのではないかと思うので

す。するするとなし崩し的にならざりとずつ上がつて、いければいいやというような感覚にしか思えない

んです、五年間で二〇%ということは。

これ、法案をつくった機会に全国一齊にぱっとやるといふことはならないんですね。

○政府参考人(福島啓史郎君) 御案内のように、

いわゆる産業廃棄物、製造業から出ます食品廃棄物につきましては約半分は再生利用とされている

わけでござりますけれども、事業系の一般、つまり流通及び外食から出ますものにつきましては〇

・三%ということではなくわけございま

す。したがつて、それを五年間で二割程度引き上

げたいというのが今回の基本方針で考へている目

標数値でござります。

○大淵綱子君 それでは、再資源化に取り組んで

いる模範事例などがあれば示していただきたいと

思います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 例えば、先ほど午

前中にも出ておりましたように、ホテルにおきまして宴会等で出ます食べ残し等を地下の一次処理施設におきまして発酵させまして、それを近郊の農家のところに持つていきまして堆肥として使つてもらう、またそれからとれます野菜等をそのホ

テルで使うといったような事例、また一園内のそ

の系列のコンビニエンスストアから出ます日切

等の食品廃棄物をコンボスト化いたしまして農家に供給するといったような事例があるところでござります。

○政府参考人(山本正義君) 先生今御指摘の生ごみを粉碎して排水管に流下させるというディスボーザーにつきましては、こみ出しの手間の軽減

だといふような観点から導入を求める動きがある一方、下水道に過重な負担とか負荷を与えると

いうこと、ひいては公共用水域の水質汚濁につながる可能性もあるといったようなことで、メリッ

ト、デメリット両面あるんだろうといふように思つております。

また、下水道に接続されるディスボーザーの使用につきましては、下水道施設の構造、下水道施設の流下の勾配等がありますと施設の処理能力でありますとか、そういうこと等によって事情が異なっておりますので、下水道管理者である地方公共団体がそれぞの使用の可否について判断をしております。

一般的には、通常の公共団体の下水道ではディ

スポーザー排水の受け入れを前提として計画され

ていませんといつたようなことがございますので、ディスボーザーの使用について条例とか要綱等によつて規制、自衛要請をしているという場合が非

常に多うございます。ただ一方では、一定の性能

を有する処理装置つきのディスボーザーにつきま

しては、適正な使用とか維持管理が担保されるこ

とを前提に下水道への接続を認めている場合もござります。

これは、もちろん再生利用等を行なうのはまさに

食品関連事業者の責務でございますが、それを推進していく、支援していく考え方でござります。

○大淵綱子君 家庭から排出される食品廃棄物量

が全体の五割を占めること、これが大変な問題で

あることは全委員が指摘をしているところですけれども、この発生抑制を図る必要がござります。

そこで、生ごみを粉砕して生活雑排水と一緒に

流してしまうディスボーザーというのを使われている家庭があるわけですから、建設省にお伺いしますけれども、下水道を担当する省として、この機械の使用についてはどのように考えていらっしゃるのか、答えていただきたいと思います。

○政府参考人(山本正義君) 先生今御指摘の生ごみを粉砕して排水管に流下させるというディスボーザーにつきましては、こみ出しの手間の軽減

だといふような観点から導入を求める動きがある

一方、下水道に過重な負担とか負荷を与えると

いうこと、ひいては公共用水域の水質汚濁につながる可能性もあるといったようなことで、メリッ

ト、デメリット両面あるんだろうといふように思つております。

また、下水道に接続されるディスボーザーの使

用につきましては、下水道施設の構造、下水道施

設の流下の勾配等がありますと施設の処理能力で

ありますとか、そういうこと等によって事情が

異なっておりますので、下水道管理者である地方

公共団体がそれぞの使用の可否について判断をしております。

一般的には、通常の公共団体の下水道ではディ

スポーザー排水の受け入れを前提として計画され

ていませんといつたようなことがございますので、

ディスボーザーの使用について条例とか要綱等によつて規制、自衛要請をしているという場合が非

常に多うございます。ただ一方では、一定の性能

を有する処理装置つきのディスボーザーにつきま

しては、適正な使用とか維持管理が担保されるこ

とを前提に下水道への接続を認めている場合もござります。

これは、もちろん再生利用等を行なうのはまさに

食品関連事業者の責務でございますが、それを推進していく、支援していく考え方でござります。

○大淵綱子君 家庭から排出される食品廃棄物量

が全体の五割を占めること、これが大変な問題で

あることは全委員が指摘をしているところですけれども、この発生抑制を図る必要がござります。

そこで、生ごみを粉砕して生活雑排水と一緒に

○大瀬納子君 これから進めるということで、今
いったらいいのかとか、その手法等について検討
を進めるとか、あるいは必要な技術的助言といつ
たようなことが必要であるというふうに考えてお
ります。

今回のこの法案で再生利用を実施するための措置として新たに廃棄物処理法の特例、あるいは肥料取締法、銅料安全法の特例というようなことがあります。講ぜられるようになっていますけれども、その中身について説明してください。

今のお指摘にありました原発の取水口におきまして採取されました貝は、そもそも食用に供さないものだというふうに今先生おっしゃっておられるわけでございまして、そういうものであれば、この法律によります食品衛生法等には当然

物といひますのは、それが食用に供された後あるべきは、食用に供用されずに廃棄されるというまさに、食品といひるものでござりますので、御心配の点につきましては、この法律との関係におきましては、対象にはならない旨指導等をしてまいりたいと

の建築基準法上とか、設置の許可制とかということは全く今導入されていないわけですよね。野放しの状況になつていてるということはやっぱり問題があるのではないかなどというふうに思います。

○政府参考人(福島啓史郎君) 一つは、登録再生利用事業者及び三者契約によります認定を受けました再生利用事業者がその事業場に食品廃棄物を持ち込む場合には、今の廃掃法によれば積み出す

ないというふうに考えております。
○大瀬綱子君 食用に供されるものであるかどうかの判断を、その貝を見て判断することができますか。

うふうに思つております。
○大瀬綱子君 終わります。
○委員長(石渡清元君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

今これから進めていくといふにね、少しもしましたから、それで答弁といたしたいというふうに思いますが、きちんととした設置の基準となるべきよろしいですか、その御返事だけいただきます。

ところと都合がおらずところの両方の許可が必要なわけでございますが、広域的処理を円滑に進める観点から、積みおろすところの市町村の許可是不要ということにしているところでございます。

また、肥料取締法、銅料安全法におきましては、手続の簡素化等の観点から、届け出登録事業

○政府参考人(福井慶史副農産) がかかる旨を要するだけでは判断は難しいと思います。

それは、まさに原発の取水口において採取されたもので、そもそも食用に供されないということその地域なり住民の間で取り扱われているということであれば食品廃棄物には当たらないといふこと

す。
——別に後意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○政府参考人(山本正義君) 今現在、そういう趣旨で手法等についても検討しておるところでござります。

○大瀬綱子君　その特例なんですけれども、以前
に取り上げておられた、もう二度と

○大瀬綱子君 しかし、農省はその貝も受け入れて肥料をつくることを全然規制しておりませんし、むしろ促進をすべき事項として構造改善局などを進めておられるのです。

○委員長(石波清元君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○政府参考人(福島啓史郎君) ディスパートナーにつきましては、生ごみの持ち寄りという行為から家庭を解放するという利便性は有するわけでござりますが、一方におきまして、廃棄物としての処理形態から見れば下水処理に移行するというわけ

に取り上げたことがある。どうも少しだけ思込んでしまうけれども、原発の取水口あるいは排水口に貝類が多くたくさんついて増殖するんですけれども、その貝を取り除いて有機肥料としてその施設に持ち込むというようなことがあるわけなんです。その場合、この貝というのは、持ち出すときには確かに原発の施設から出る産業廃棄物ですが

とては進んでおられるようになつてしてゐるわざです。だから、今度の規制緩和はこのことが可能となる法律ですよね。受け入れ側が拒否したらダメだったのが、今度は県あるいは行政区を越えて入ってきたものをおろすときには許可不要といふことになるわけですから、簡単になつちやうのができないかなというふうに思つて私は質問をしてい

○岡崎トミ子君 私は、ただいま可決されました
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案
に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑連
合、公明党・改革クラブ、日本共産党及び社会民
主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案
を提出いたします。

でございまして、食品廃棄物の再生利用や発生の抑制、減量という観点からは特段評価できるものではないというふうに考えることでございま

ども、この特例でいきますと、受け入れる地では貝ということで受け入れると、いうことが可能になつてくる。許可が要らないということになるのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○政府参考人(福島啓史郎君) 御懸念の点につきましては、関係局とも十分協議いたしまして、そういうことのないように対応してまいりたいといふんです。

案文を朗読いたします。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につ

○大別網子君 下水の汚泥処理の問題がうまくいくと家庭のごみが本当に一点に集約されていくと、いう観點からは非常にいい面もあるわけなんですが、けれども、その後の汚泥処理の問題、水質を悪化させる、あるいは全戸にまだ下水道の設備がされていないという状況の中からすると、やっぱり今段階では極めて問題かなというふうには思っておりますので、ぜひ両省検討しながらよい方向性を出していただきたいというふうに思います。

○政府参考人(福島農史郎君) この法律の定義からすれば、食品廃棄物等といいますのは、食品の売れ残りや食べ残しのように、食品が食用に供された後あるいは食用に供されずに廃棄されるというものでござります。また、食品の加工残渣、調理くずといった食品の製造、加工、調理の過程におきまして副次的に得られたもののうち食用に供することができないものということがこの法律の第二条二項で規定されているわけでござります。

○大瀬柄子君 そういうふうにないようにはしていいんですよ、推進しているんですから。だから、やっぱり受け入れ側が拒否するものについて、この法律はあくまでも食品の残渣、生ごみを対象にしているんだということを確認をしていただきたいと思いますけれども、いいですか。

○政府参考人（福島啓史郎君） 先ほど申し上げましたように、この法律の対象となります食品廃棄物

いて適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

二、食品廃棄物等の発生抑制が循環型社会構築

の観点から極めて重要なことにあることいかんが、食品の食べ残し、売れ残りなどから生じる食品ロスの実態を継続的に調査・公表すること等によって、その発生抑制の必要性を広く消費者、食品関連事業者等に周知するとともに、食品廃棄物等の発生抑制に向けた必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。

三、食品循環資源の再生利用の促進に当たっては、地方公共団体等との連携を図り、一般家庭の生ゴミを含めた再生利用の促進が効果的に行われるよう努めること。

四、主務大臣の定める基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項については、国民各層の広範な意見が反映されるよう努め、可能な限り具体的に規定すること。

また、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成を図るために、本法が実効あるものとなるよう努めること。

五、農業生産と食料消費の間の資源循環が効率的に行われるよう、食品循環資源を用いた肥料等の一層の活用に努めること。

六、食品循環資源の再生利用を促進するため、農林漁業者等のニーズを的確に把握し、リサイクルコストの低減、リサイクル製品の品質確保等に努めるとともに、食品循環資源の回収及び特定肥料等の製造・流通・販売体制の整備を図り、需要と供給が一層拡大すること。右決議する。

以上でござります。

何ぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) ただいま岡崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○政府参考人(風岡典之君) 先生御指摘をいたしましたように、不法投棄は建設業の場合非常に大きな課題になっております。

どういう場合に不法かということをご存じますけれども、本来は廃棄物につきましては廃棄物処理法に基づいて適正に処理するというのが法律の考え方でございまして、それに反して、手続を経ず認められないところへ一方的に廃棄物を処理する、そういうものを不法投棄だと、このように理解しております。

○委員長(玉沢徳一郎君) ただいまは、法案を可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(玉沢徳一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉沢徳一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(石渡清元君) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○田村公平君 自由民主党の田村公平です。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案について質問をしたいと思います。

〔委員長退席 理事市川一朗君着席〕

この法律の大きな目的は、建設廃棄物を再利用し、また環境に配慮するということであると思いますが、その建設廃棄物、これは産業廃棄物全体の総排出量の約二割、最終処分量の約四割を占めているほか、不法投棄の九割を占めています。法投棄量というのは、厚生省の調査によりますと三十九万トンが不法投棄されている。これは建設省及び警察庁にお伺いしますが、不法投棄と言ふんですか。

○政府参考人(上田正文君) お答え申し上げます。

不法投棄に関しましては警察では環境犯罪ととらえまして、これにつきましてはつとに各都道府県警察に対しまして強い取り締まりの指示を発しております。現に、例えば昨年で申しますと、産業廃棄物の不法投棄につきましては約一千件の摘発をしております。

以上です。

○田村公平君 それで今、一千件の摘発をしておつしゃいましたけれども、実はこの間も警察の人が、私はおらぬのですが家内のところにやってきて、泥棒が入ったいろいろ事件があるとおつしゃいましたけれども、どういう場合にはどこへ連絡するか、いわゆる身元調査票を、警察官が来てそれは犯罪の防止のときに役に立つかと言つて、かなり個人的なことまで記入を取り締まるのは、ではどこなんですか。厚生省とかそんなことを警察は言つても、建設省が取り締まるとかは別問題として、今一千件と四十七都道府県全部でやっていると思います。いざなうことですら、戸籍から全部、何しておつて、どういう場所を見ますと夜中にこつそり自転車の後ろにくつづけてほうるような量じゃないわけです。大変な量を捨ててているわけですから、当然地域の住民やいろんな人の目につく話です。そして、そこに不法に投棄されたものが存在をしているわけです。

警察は調べればすぐわかるはずなんです。だから、不法といふのは法律を犯しているわけでしょう、私は法学者じやないからわかりませんけれども、そういうことは法律を犯しておるわけですね。それはちゃんと記入しましたが、一千件というのはこれは大変な件数であります。そういうことについて、どの程度把握をしておられるか。

つまり、何を言いたいかといいますと、解体業を営む人は幾々かに五百万円以下の工事については許可も何にも要らないわけです。そうすると、例えば人口五千人程度の町であればよそまでなかなか出かけていきませんから、その町なら町内にどれぐらいの方々がそういう業をやっておられるか、特に建設廃材については大体そこから出てくるはずなんですか。そういうことは把握しておられるのでしょうか。

○政府参考人(上田正文君) 一線の警察では、今先生がおっしゃったような形で個別のいろいろな業種等についても把握をしておるであります。

けれども、それを仕分けしたものは警察庁には来ておりません。

○田村公平君 要するに、今どうしてそういう建設廃材が出てくるかということを聞いておるんであります。

それほども、それは公共の建物であつたり民家であつたら、更地にしないと新しいビルなり家は、個人一戸建てにしても共同住宅にしても建ちませぬね。

その場合、今、我が国の諸負の状況からいいますと、施主がいて何々建設に頼む、それで取り壊さなければならぬ家屋もしくはビルがある、すると解体屋さんという人に請け負わせるわけです。解体屋さんは、すばり言えばこの現場は百万円で壊せるなど、それでも利益を上げぬといかねわけですから日当一万円の土木作業員の人を雇うのを五千円でいいやという形で雇う。そして、先ほど言いましたように正規の手続を経て処分場なり埋め立てる場所に持っていくとお金がかかるから不法投棄して利益を稼ぐ。そういう方々の中にいるわゆる警察官も言つておるところの、警察官はフロント企業と言ふんですかね、暴力団の企業会員のことを、そういう方が非常に多いわけです。

それで、この法律が通りますと今度は登録制度になるわけです。だから、二つの都道府県にまたがる場合は大臣免許で、一県いわゆる都道府県単独の場合は知事の登録になつていく。つまり、やみの世界の人たちが企業会員としてやつておる業を登録制度によって正業に認めていくという可能性があるわけです、この法律には。このことについて、建設省及び警察官はどういうお考えを持っていますか。

○政府参考人(風岡典之君) 今回の法律におきましては、解体業者について登録制度というものを引かしていただきました。これは先生御指摘のように、五百万円を上回る場合には現在建設業の許可といふことで対応しているわけですが、それ未満につきましては、何ら法的な縛りがないということで、今回は解体

業を行なう者についてはすべて法律で登録というこ

とにさせていただきました。これはやはり解体と

いう非常に重要な仕事をするわけでござりますの

と、適切に技術者を置いて資金的な裏づけも得てしつかりとした形で解体事業をやっていただきた

こと、こういうことで登録制度を引いたわけでござります。

○政府参考人(上田正文君) ただいま先生が指摘されましたように、暴力団はいわゆる伝統的な資金源、賭博とかのみとかありますが、ああいうものから発しまして経済あるいは社会の変化に応じましてどんどんその資金源が変わってきておりま

す。

先ほども先生が言われましたように、暴力団みずからが会社をつくる、あるいは会社の経営に関するといつたそういう企業活動を通じて資金を獲得する、その過程で犯罪も行うと、こういう言葉ならば企業活動を利用した資金獲得犯罪なるものが横行しております。産業廃棄物処理業あるいは解体業についても例外ではないというように我々も考えております。先ほど御答弁いたしました一千件を超えるものにつきましても、平成十一年で申しますと一千九十五件のうち暴力団が関与しているものは百二件、9%というふうに約一割

を占めております。

警察官としましては、この産業の方につきましては、廃棄物処理法の改正に際しましていわゆる暴力団排除条項を盛り込んでいただくよう要請して、盛り込んでいただきました。解体業につきましては、そういう仕組みには今はなっておりませんけれども、いずれにしましてもこの法律がで

せんけれども、いざれにしましてもこの法律がで

ますれば都道府県と都道府県警察との間で十分に連携をして、登録をされる業者等について

十分な情報交換をして、問題があるのかないのか

か、先ほどおっしゃったような観点からしっかりと見て、問題があるという判断であればいろんな

ことをしつかりやついただきたいと思います。

警察官、御苦労さまでした。結構です。どうも

ありがとうございました。

そこで、今、廃棄物が入ってくる入り口の話をしましたけれども、その廃棄物をリサイクルして

違法行為に関する情報収集を徹底して、刑罰法令に触れる行為があれば厳正に対処してまいります。

○政府参考人(風岡典之君) 今回の法律におきま

以上です。

○田村公平君 警察官、大変力強い答弁ありがとうございました。

というのは、この法律にかかわらず産業廃棄物等に関する、あるいはそういうものについては本

にいろいろな市民運動をやつておられる方、ある

いは市町村や県、保健所、行政の方だけではなく

なかなか法令違反があつても対処できない部分がある

んです。なぜかというと、まず自分の身の危険を

感じます。その次に家族の身の危険を感じます。

そういうことがないようにできるのはやっぱり警

察の力だと思います。

だから、この程度のことはちょっと面倒くさい

からいいやとか、あるいは特定の県のことは申し

ませんけれども、警察の装備を上回る暴力団の組織もあります。そうすると腰が引けちゃうわけ

ですよ、警察官も人の子ですから。そういうことの

ないように、せっかく循環型の環境に優しい、限

りある資源をどういうふうにして人類が有効に活

用していくことを考えるための一環の法

律ですから、警察の方に大いにそのことは、か

えつて登録制度になつて陰の人間を表出してき

て、そのためまたややこしい問題が起きたりし

ないようになります。

その場合、特に公共事業の場合につきましては

事業量も非常に大きいわけでございますので、そ

ういった場合に積極的にそういうリサイクル製

品を使っていくということが国みずからやれる

ことでもありますし、非常に大きな影響があるわ

けでございますので、そういった面からも積極的

にリサイクル製品の活用という面で取り組んでい

きたい、このようになっております。

○田村公平君 この法律の第二条の第五項です

が、「この法律において「特定建設資材」とは、コ

ンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となつた場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。」と。この「政令」はどういうことをイメージしておるんでしょうか。○政府参考人(風岡典之君) 先生、今、二条の五項の定義を読み上げられましたけれども、私ども今回の特定建設資材を指定する場合には二つの判断基準というのを設けております。

一つは、それにつきまして再資源化を図つてくくといふことが資源の有効利用あるいは廃棄物の減量を図る上で非常に有効であるということ。それからまた、リサイクルを進めるに当たりましては、それが技術的に可能である、コスト面等からしては、廃棄物建設工事につきましては分別解体、それから再資源化の義務づけというのを行つたわけでござりますけれども、このスキームが円滑に回るためには、やはりリサイクル製品というものが積極的に使われるような、そういうった伴組みをつくつていく必要があるということで、今回おきましたように、基本方針等を定めることにて明記をする、こういう考え方になっております。

見ても経済的な面から見ても可能である。そういった二つの要件を満たすものにつきましては、分別解体、再資源化、そういうものにしていただきたい。

具体的には、政令で何を定めるのかということをございますけれども、既に法律でコンクリートと木材といふものを定めているわけございませんて、これに加えて政令ではアスファルト、これを特定建設資材と定める、当面そういうことを考えております。

○田村公平君：それから、この第七条一項には「」とありますて、それから二項に「国は、教育活動」、P.R.とかそういうことも書いてあるんですが、この「国」とは一体どういう国なんですか。

つきましては関係六省庁の主務大臣で決めることが
になっておりますけれども、七条の「國の責務」
あるいはその後にあります八条の「地方公共団体
の責務」というのはそういう特定省庁、特定の
主務大臣と、いうことではなくて、まさに國全体と

してリサイクル問題に積極的に取り組む、このために国全体としての責務として規定をしたものだということになりますので、何々省厅ということではなくて、国全体の取り組み、責務だと、こういうふうに考えております。

○田村公平君 今局長は八条のことと言われましたが、そうではなくて、八条では具体的に「都道府県及び市町村」、七条では、まあ僕らが受けるイメージで言うと、国というと何となく例えば建設省、国二省省ある、よそ三省四省五省

国土交通省あるいは来年からの環境省です。そういうふうに主管官庁がはつきりしておる方がわかりやすいと思って、そういう広い意味で国として国がまさに関係する省庁が足並みをそろえて取り組むということであればまことに結構なことであると思います。

資源を活用しなさいということは言つておりますけれども、公共事業においてですら建設省が発注者であつてそれを請け負つた業者さんははつきり言ってコストが高いわけです。だから、天然物とさぬといかぬわけですから、建設省が指導していることと請け負つた業者さんは違うことをやつておりますとして、建設資材を扱つておる砂利を扱つている業者さんなんかは一生懸命コンクリートやそういうものを碎いて山積みにしているんですけども、現実問題としてはなかなか使っていただけない。

そういう現状については、どういうお考えをお持ちでしよう。

○政府参考人(風岡典之君) 先ほども申し上げましたけれども、建設省の直轄事業におきましては極力再生資源を使っていくという方針を、実は平成三年の時点からそういった考え方を打ち出しております。その時点におきましては、もちろん比較的近い距離のところにそういう再生資源がある場合という前提ではありますけれども、一定の距離の中で再生資源が得られる場合には経済性にかかるわらずその資源を積極的に使っていこうというのが平成三年の当時の考え方でございました。

多分、当時は再生資源の方が新材よりも若干コストは高かったと思うんですけれども、その後積極的に公共事業でそういう再生資材を使うことによりまして、今ちょっと細かい数字を持っておりませんけれども、例えば再生の碎石なんかを見ついたことではありませんけれども、積極的にリサイクル製品を使ってくるということはそういう意味で再生品の価格を引き下げるという非常にいい効果もあるということで、それぞれ資材によつ

て若干違ひはあると思ひますけれども、そういうものが価格的にも有利になつてゐる状況はもう確実に見られてゐるところであります。

○田村公平君 どうも局長さんに口答えして申しわけないというか、僕はそういうふうな現場の認識は持つております。現実問題ついこの間、去年になりますけれども開通をいたしました四国で一番長い五千メートルの新寒風山トンネル、私は起工式も出ました。落成式も出ましたけれども、どこの業者が請け負つて何をしたか全部知つておられます。しかし、現実には近場に再生資源があるのにそれを使わないので、愛媛の西条側からいわゆる天然物を使った、その方がコストが安いから。そういう現実があるわけです。四国で一番長いトンネルです。スーパーイネコンが企業体を組んで

詰け負っている。スレバーセネコンですよ。スレバーゼネコンですらその程度の認識なんです。だから、安いと言いますけれども、安くするためには使わなきゃ安くならないんです。

公共事業は国といふか建設省が発注するあれで、から、農水省の発注もあるでしょうけれども、では民間においてはこの法律ができるときにどのようない形でリサイクル製品を、つまり分別して資源の再利用を図るというのはいいんですけども、民間の場合では生産さんの意向がありますから、二

○政府参考人(鷹巣典之君) 再生資材の利用につ
んなおまえ一回くずになつたもののを使えるかとか
いう問題がある。これはどういうふうにお考えにな
なっていますでしょうか。

きまして、確かに先生御指摘のよう、公共セクターの場合と民間の施主さんの場合とやはり考
方に若干違いがあるというのは御指摘のとおりだ
と思います。そのところにつきましては、やはり
循環型社会、リサイクルを実現しなければなら
いということを先ほど申し上げました基本方針等
でうたいまして、これは国だけではなくて国民も
含めてそういう取り組みをぜひ期待すると、こ
ういうところであります。

なお、この法律におきましては、四十一条というものがございまして、これは「利用の協力要請」という規定でございます。主務大臣が関係行政機関の長に対し、また都道府県が一般の発注者、民間の発注者に対してもそうなんですけれども、そういうのがございまして、やはりそいつた再生資材について得られました建設資材の利用について必要な協力を要請することができる、こういった条文を四十一条ということで準備しております。

もちろん、このこと自身は強制力のあるものではありませんけれども、やはりそいつた再生資材についても、品質の面でもかなり新材に劣らないようなものも出てきているわけでございますので、私どもとしてはこういった規定あるいは基本方針を使いまして民間の方に対しても積極的に協力要請はしていきたい、このように考えております。

○田村公平君 民間でごくいい方法があるんです。それは、住宅金融公庫の公庫融資条件の中に一定量の割合で再生資材を使うことというのを付与すればいいんです。そのかわり金利を〇・一%安くしてあげますとか、そういう优惠を出さないと民間にも普及しませんよ。これは僕は一つの持論を持っているんです。

どうも役所というのは常に縦割り的で、住宅金融公庫の一部を改正する法律案もこの委員会にかかりましたけれども、金融機関に対して早くPRせぬといかなので急げ急げといって法律を通してさせられる。だけれども、こういう法律との整合性については考えておられるんですね。

○政府参考人(風岡典之君) 住宅金融公庫におきましても、一定の耐久性の要件を満たしたものについてのみ住宅金融公庫としての融資を行うといった枠組みも既にスタートしておりますし、また、一定の量のリサイクル製品を使つた場合には、一戸当たり二百万円の割り増し融資制度というのもスタートしております。

そのほか、従来は公庫の融資につきましては構造別に償還期間というのが決まっておりましたけれども、スタートしております。

○田村公平君 なかなか局長考えていますね。
けれども、これを構造区分にかかわらず三十五年に統一するとかいうようなことで、できるだけ長くもつものに対して的確に融資が行えると、融資面でもそういったような形で進んできているのではないかと、このように理解をしております。

もつとPBIしなくっちゃ。そのため質問したわ
けですけれども。
では、公共事業に戻って最後の質問にしたいと
思います。

一番いい方法は、発益者である建設省、公共事業局、運輸省、農水省の構造改善局もいっぱいありますけれども、設計書に再生資源を使うことというのを書けばいいんですね。書かないからそういうことになるんです。そういうふうして、御案内のとおりスチーパー、ゼネコンを含めてサブコンに至るまで、建設省や農水省や運輸省、全部役人がOBとして天下りしています。

だから、現場の所長あるいは地建の局長クラスは、先輩がいる会社にはなかなか文句が言えないんです。スーパーゼネコンになれば、つまり清水建設や大成や鹿島クラスにならってきますと、本省の指定職から上の人が行っているでしょう。なおかつ、そういう方々は、外郭団体の理事あるいは副総裁を経験している。発注者だった人が今度は受注者の側に行っていますから、これは強く言いつて、現役の現場の局長や所長さんはなかなかそればやれといったつて無理な部分がありますね、脇さん。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省の直轄工事につきましては、先ほど御説明させていただきましてようやく、平成三年から原則として公共工事につきましてはリサイクル原則化ルールというものを決めて、リサイクル製品を使っていくという考え方を打ち出しております。

か。
という、そういう趣旨の発言をされたというふうに報道されました。記者会見を私も拝見いたしましたので、これは事実というふうに思います。ある個人の逮捕歴、これはプライバシーに当ります。なぜこの方の前歴を知ったんでしょ

士の名簿で調べてみたら、司法書士の人に蒲田篤史さんがいたんですね。それで、何と私の事務所の隣のビルなんですよ。

それで、この〇六一六三六五一八一三五。そうしたら、市民連帯ですと出てきたんですね。蒲田さんいらっしゃいますかと言つて、それで、連絡をしてほしい、どういう理由で私が指摘されるのか知りたいものでぜひ会いたいと言つておいたんですが、全く御連絡がなかつたんです。それで、私は蒲田さんの事務所へ行きました。どういう理由でと。吉野川のことなんか全然聞存ぢないんで

しては参考的に私どもの取り扱いというのを周知するような措置を講じておりますけれども、果たして徹底をしているかという点につきましてはやういった考え方、今先生御指摘をいただきましてはりまだまだ不徹底の面があるのではないか、このような特記仕様書に条件明示をするというようなことの徹底ということについてさらに努力をしなければならない、このように思つております。

○田村公平君 結局、建築廃材が出てくるのは仕方がないと思います。これは何でもそうです。人間でもそうです。食べたり飲んだりしたらそれは出てくるわけですから。要は、出てきたものをどうだけ有効に使えるかということは車の両輪みたいなものですから。

国土交通省になつても、三つの役所が一緒にないとか、余り役所の内部で内にエネルギーを使わないようにして、せつかくの法律をつくっていくのであれば実効あるものになるようにお願いして、質問を終わります。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。

まず、中山建設大臣に。私は、けさの新聞、そしてけさの記者会見で知ったことなんですねけれども、吉野川河口堰の住民投票の結果を受けて住民の代表とお会いすることを約束されました。そして、市民団体のメンバーを名指しして、その人物には逮捕歴があつて逮捕歴のある人とは話さない

ると、吉野川の話題がよく出でてきまして、ああ、のよう思つておりますので、私どもとしてはそういうふうな特記仕様書に条件明示をするというようなことが公表したんぢやないですよと、小池淳君といふ大坂朝日新聞の社会部の人が。

私は、御承知のように今当選を得させないこんな動きが出ています。私のところへこれが来ました。ですが、欠陥議員を落選させる市民連帯、蒲田隆史という人が、大阪市北区西天満四の六の三、大阪第五弁護士ビル三Fプロボノセンターと。これに要領の得ないことが書いてありますて、「あなたが指摘されている欠陥理由」、「反人権的、市民的発言」と、こう書いてあるんです。何が書いてないんですね。何がどういう意味なのかよくわからないので。私は、このプロボノセンターというところ、私も地元へ帰れませんから、有珠山の問題があつたりして。月曜日、たまたま朝いましたので、私は大阪、私の事務所からすぐ近くなので、大阪弁護士会の裏の、この弁護士会のプロボノセンター、プロボノというのは何か、テン語らしいんですね。テン語が使つてあるこの階へ行きましたら、だれもいないんです。仕事がないからSPの人も一緒に連れて横で、コーヒーチ店に入りましたが、だれもいませんでした。おかしいなと思って、蒲田隆史さんはほかの行政書士さんからとか司法書

士の名簿で調べてみたら、司法書士の人に蒲田隆史さんがいたんですね。それで、何と私の事務所の隣のビルなんですよ。

それで、この〇一六三六五一一八一三五。そうしたら、市民連帯ですと出てきたんですね。蒲田さんいらっしゃいますかと言つて、それで、連絡をしてほしい、どういう理由で私が拘束されるのか知りたいものでぜひ会いたいと言つておいたんですけど、全く御連絡がなかつたんです。それで、私は蒲田さんの事務所へ行きました。どういう理由でと。吉野川のことなんか全然御存じないんですね。

それで、私はおかしいなと思つていたら、朝日新聞の小池淳という人から、この欠陥議員を露呈させる会、これは私は公職選挙法二百三十五条の二項の違反だと思っているんです。まず向こうがそういう公職選挙法上、公職選挙法二百三十五条というのは虚偽の公表、「当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者に虚偽の事項を公にし、又は事実を禁錮又は百万円以下の罰金に処する。」、こういうことが載つていますのですから、私はその事務所に行つて話をしました。それを取材に来たんですね。

その欠陥理由の話を取材に来たもので、それで私がその話をしたら、きょうの新聞を見たらいびくり仰天、「逮捕歴ある人とは話さない」と。私はそんなこと言つていないです。私もおやじの選挙違反で逮捕歴がありますから、私は二十四日間ブタ箱に入ったことがありますからね。そんなことを私は言う気持ちなんかないんですよ。それなのにこの人は、私はだから、あなたですよと、こうさつき電話をかけて言いました。朝日新聞とそれから小池さん、あなたが公表した人物ですと。

私は、何で吉野川に行かないんだ、どうだと聞かれるから、それは民主党の議員さんも私のところへ来られて、なぜ行かないんだというときによ

は、実は大きな声で言えないんですけれども、この方は神戸の市長選挙のリコール運動までやつておられる、純粹性が認められない。ですから、私はそれには応じることはできないということでおで、何で行かないんですかと「うから、いや、この人はどうも昔、新左翼で活動していた方のようだということを人々に言つたのです、ここで大きな声で言つていますけれども、記者の人に、だから行かないんですよ、それはあなたと私の話」ということで言って。

理由を聞かれるから言わざるを得なくなつたので、私も吉野川の情報は全部公開するという原則を持っていますから吉野川情報の一環として新聞記者には言いましたが、公にしたのは朝日新聞と小池ですから、そのつもりでおつてください。

○岡崎トミ子君 大臣、政府の要人が最も重要なプライバシーであります前歴を、これを暴露して、しかも会わないということを、個人攻撃になりますけれども、この人は個人的に別に運動しているわけではなく、市民として将来世代に対するそういう運動をしているわけですから、これを個人攻撃だと私は思いますけれども、これはどういう感覚なんでしょう。

私が思いますには、今いろいろとおっしゃいましたけれども、大臣の発言はむしろ国家公務員法第百条、守秘義務ということについては違反して、これは名誉毀損で訴えることに値する。こういう内容だというふうに思っています。ですから、やっぱり個人のプライバシーといふもの、今も大臣のお答えの中に個人的な名前もおつしやつたんですが、やっぱりそのメンバーの名前を私は出すべきではない。今の答弁の中でもやっぱり名前を言うべきではないというふうに思うわけなので、非常に問題だというふうに思っています。大臣は逮捕歴もありになるということでありますから、逮捕歴のある人とは話をしないというふうことは今後ともないわけですね。

○国務大臣(中山正暉君) 私が先にこの欠陥議員

という、私の名譽を毀損するようなことを言つてきただんでしょう。先生ならどうされますかね。

私は欠陥議員と思っていない。私は建設省の事業を、可動壠にするかゴム式の壠にするか、それとも起伏式のものにするかということで、地元では何かまるでフランスの城みたいな可動壠だけの情報流しておられる。だからこの人が二月二日に、前原先生、竹村先生、それから仙谷先生、お三方がおそろいになって私の部屋へ来たいとおつしやるから、私は、約三十人、もう建設省はびっくりしたんですね。私は姫野さんに、あなたは私の後輩だけれども、あなた途中で大学をやめているねという話をしたんですけど、ほとんどそれから物を言わなくなつてしまわされました。

それでどうなのかなと。そうしたら、この吉野川が原因で、反市民的、反人権的発言というのは吉野川の話だ。私は大臣として当然のことを言つていることが反人権的、反民主的と言われたら、それは私も防衛本能がありますから。特に先生方は選挙がありませんけれども、六年に一度しか。

○岡崎トミ子君 人権はありますけれども……

○国務大臣(中山正暉君) 本当に、これは私にも人権がありますから。先生がお聞きにならなかつたら私は言いませんけれども……

○岡崎トミ子君 人権はありますけれども……

○国務大臣(中山正暉君) ですから、先生のお問い合わせでござりますから私はお答えしているわらかに選挙の妨害をしようと思つてこの吉野川を利用している、そう思つてますから私は言つてゐるだけの話でございます。

堂々と来ればいいんですよ。私は堂々と呼んだりしますから。(二月二日、久米宏さんの番組で対談しましたので、どうぞいらっしゃいといふこと

をして、私は花の博覧会のオープニングセレモニーに行きましたら、夜ばつとテレビをつけた

ら、姫野市長をどうしてリコールするかといふそ

の基本運動の指導者として姫野さんがテレビで一生懸命に物をおっしゃっているところを見ましたから、ああ、この人はこれの専門家なんだ、吉野川だけじゃないんだと。ですから、川だけやるのかなと思つたら、神戸港の沖合の埋め立ての海までやつてあると。これはどういうお方なのかなと疑問を感じて。

それで、行かない理由を教えてくださいとしつつ

じや言いましょうと。実は私は、あの人と隅っこで、きょうも記者会見でも見ました。隅っこに座つて、会いたいですかね。

まず、先生認識してください。私が欠陥議員だと言つて、最初にけんかを吹つかれられたんですけど、これは韓国、ここで読みましょうか、この文書の……

○岡崎トミ子君 いいです。そんな時間ありませんから。

○国務大臣(中山正暉君) 本当に、これは私にも人権がありますから。先生がお聞きにならなかつたら私は言いませんけれども……

○岡崎トミ子君 人権はありますけれども……

○国務大臣(中山正暉君) ですから、先生のお問い合わせでござりますから私はお答えしているわらかに選挙の妨害をしようと思つてこの吉野川を利用している、そう思つてますから私は言つてゐるだけの話でございます。

堂々と来ればいいんですよ。私は堂々と呼んだりしますから。(二月二日、久米宏さんの番組で対談しましたので、どうぞいらっしゃいといふこと

をして、私は花の博覧会のオープニングセレモニーに行きましたら、夜ばつとテレビをつけた

ら、姫野市長をどうしてリコールするかといふそ

の基本運動の指導者として姫野さんがテレビで一生懸命に物をおっしゃっているところを見ました

から、ああ、この人はこれの専門家なんだ、吉野川だけじゃないんだと。ですから、川だけやるの

かなと思つたら、神戸港の沖合の埋め立ての海までやつてあると。これはどういうお方なのかなと疑問を感じて。

それで、行かない理由を教えてくださいとしつ

わけですから、そこはほこにされないわけですよ。ね。

○国務大臣(中山正暉君) ですから、ここに田村先生もいらっしゃいますけれども、前も田村先生からも吉野川の百九十四キロのいわゆる四十七市町村に隣接した、その百九十四キロの中のわずか十四キロの徳島の住民投票だけでこの問題を左右するわけにはいかないという話を聞いておりますので、これは私は吉野川全体の問題として、建設省が一生懸命やって今まで何十年もかかっています。昭和六十二、三年からやつております。まだあと二十年ぐらいかかる話でございますから、私はその辺のことひつよく考えて、私は全日本のための百九本の直轄河川の責任者でございますから、私はその意味での吉野川という象徴的な問題として対応していることは自分の職務を全うしたいと思って、建設省の皆さんこれが何とかしないと将来大変な禍根を残すことになるからと、私はその意味での吉野川という象徴的な問題として対応しているのが私の欠陥議員としての理由だと言われたら、それは欠陥ではないといふ、私は自分の所管事項だと。建設大臣としての責任を果たしているということに私はお考えをいただきたいのです。

私がけんかを吹つかれられていないのなら、私もそんなことを言つておられませんし、なぜ会わないかなぜ会わないかとしきりに聞かれるから、私はほかの人にならお目にかかりたくない。その理由は何だその理由はだとやんや言われるから、私は仕方なしにその記者にだけ、あなたにだけ言つておくよといつて言ったのを新聞に書いたのは小池君ですから、私じやございません。きょうは佐藤道夫先生もコメントを新聞に載せておられましたから、佐藤先生にもそう申し上げました。

私は、個人ならば実事でも公開したらこれは名誉毀損になるということは、中央大学の法科で、ああ、ほうかと聞いているだけで法科を卒業しましておられましたから、佐藤先生にもそう申し上げました。

律をかじっていますのでわかつております。議員ならば、本当のことならば罪にならない、うそを言えは罪になりますけれども、素人さんは本当の場合でもあれですが、本人が認めていらっしゃるんですから、本人に認めさせた小池君の方、朝日新聞の方が悪いんじゃないですか。

○岡崎トミ子君　とにかく住民との糾紛を防ぐこと、しないということ、きちんと対話をされるとのこと、そのことをきちんと担保できればそれで私はいいというふうに思っておりますけれども、やはり個人名を挙げて、そして人権という問題でいうと、プライバシーの問題でも守秘義務をきちんと守つてもらう、あるということでは、大臣は窮言にそういう意味でお気をつけいただきたいなどと、いうふうに私自身は思います。

答弁は結構でございます。おっしゃられることについては十分わかりましたので。

○国務大臣(中山正輝君) ですから、これを私は蒲田さんという人にも言つたんです。あなた、弁護士事務所の名前をかたって、あなたは司法書士といじやないですかと。何で大阪第五弁護士ビルとうところ。

それで、私が行つたらもう慌てふためいて、まさか私がやつてくると思わなかつたんでしよう。

そういう運動をやっているのに何と、「突然お紙を差し上げる失礼をお許しください。私たちちは韓国の選舉運動に学び」と、あなたそれでも日本人としての誇りを持ちなさい、法律体系が違うよ。

「日本においても、政界の旧弊に覆われた閉塞状況を打破するために、國民が望む意欲的な清新的な政治家を選出するべく、欠陥議員を選舉させる市民連帯という団体を結成いたしました。大阪で四月二十日に記者会見を行い、立候補不適格者リストの作成を全国に呼びかけたところ、下記の通りであなたに対し立候補不適格であると指摘が寄せられております。私たちは、この立候補不適格者リストを作成、公表するために、できるだけ多くの人かと言つたんですよ、もっと日本人としての誇りを持ちなさい、法律体系が違うよ。

「反論なし」し説明がおありでしたら、百字以内
の視点から、あなたに対し以下の問い合わせを
させていただきます。この立候補不適格理由に
対して「反論なし」し「説明」と書いてある。「説
明」というのは逮捕状を出す方が説明するんです。
私が連中に説明する必要なんかかけらもないんで
す。それなのに、この法律用語さえ間違っています。

それで、やはりこれからも大臣としては市民の意見をきちんと大事にされる、そして約束はきちんと守られる、本当にプライバシーという問題に関して今十分な私は發言をいたいたいというふうに思っていないんですが、御自分の見解だけ述べられたというふうに思いますけれども、ぜひとも吉野川の皆さんたちの、反対投票された方々との対話をということを大事にしていただきたい、約束は守りたいだと思います。は守りたいと思います。

策を目指して法案が出来ております。関連法案が六本提出されているわけですけれども、環境庁提出は循環型社会形成推進基本法案、グリーン購入法案、通産省提出は再生資源利用促進改正案、そして厚生省提出は廃棄物処理法等改正案、農水省提出は食品リサイクル法案、そして建設省提出の建設資材リサイクル法案ということで、政府は繰り返しこれまでも大量生産、大量消費、大量廃棄ということに関して改革をしなければ、そして循環型社会を構築するんだということについては訴えてこられました。そのかけ声と実際の取り組みの間には私は大きな落差があるというふうに思つて來ておりました。

今回の循環型基本法案、これは精神的、訓示的な規制の中で終始してしまった。具体的な取り組みは各省庁、縦割りの個別の取り組みにゆだねた。確かに、個別法の整理は進みつつあります一定の評価に値するものだというふうに思いますが、建設省もその限界の中でよく頑張っていると、いうふうに思います。

しかし、総体として、この大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からの脱却を真剣に目指す取り組みと言えるかどうかと、いうことでお伺いしながら、いけなんですが、今回のこの建設リサイクル法案と循環型社会形成推進基本法との関係をどんなふうにとらえているか、この二つはきっちりリンクしているかどうか。この法案が成立した場合、そして環境庁が提出しております循環型社会形成

○政府参考人(風岡典之君) まず、私どもの建設リサイクル法と循環型社会形成推進基本法案との関係についてお伺いしたいと思います。

御案内のとおり、基本法の方につきましては、循環型社会の構築に関する基本理念というものを定めている、それで国、公共団体、事業者、国民の責務を明らかにする、こういった体系になつて、建設工事の実態あるいは建設業の産業特性、そういうわけでございます。私どもの建設リサイクル法案でございますけれども、これは建設廃棄物といふ特定の廃棄物に着目をしておりまして、建設工事を一体的に整備する、こういう考え方であります。循環型社会形成推進基本法案の個別法といふたものを踏まえてそのリサイクルに関する仕組みを位置づけになつてあるというふうに思っております。

先生の方から、この基本法が成立しなかつた場合にこの建設リサイクル法につきまして具体的な影響があるのかという御指摘がありました。基本法はあくまでも基本理念というのを定めているわけですが、私どもとしてはその考え方方に基づいて個別法の整理をさせていただいておりますので、もちろん基本法を通していただきたいといたします。その精神も踏まえながら個別法も検討したということになりますので、個別法は個別法としての意義とさうものも十分ある、このように考えております。

○岡崎トミ子君 まず発生抑制があつて、次いで再利用があつて、そしてリサイクルというのが世界じゅうで合意された優先順位になつてゐるところふうに思ふんです。発生抑制のためには建築物の寿命を長くするということが必要なわけなんですが、その場合には、資材の選び方ですとか工法の改善、住む方が長く使えるよう増改築が容認的な設計である、こういうことがやらなければなりません。このことで、幾らもあるだろうというふうに申

うんです。

第五条のところで、建設業者の責務として、建設業を営む者は、その設計あるいは建設資材の選択、施工方法、こうすることを工夫しなければいけない、そして建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、今度は分別解体のこと、それから建設資材廃棄物の再資源化、こうすることに要する費用を低減するよう努めなければならないというふうにいろいろ挙げておりますけれども、この点はこれで十分でしょうか。何か足りないというものがおありでしょうか。

○政府参考人(鳳岡典之君) 建設廃棄物のリサイクルを推進するためには、それぞれの分野からそれぞれの役割を果たさなければならない、そこで建設業者の責務というものは非常に重要なものだというふうに考えております。

五条の内容、今先生が御紹介されたようなものでございまして、特に建設廃棄物の発生抑制といふことはリサイクルあるいはリユースにも増して非常に重要なものであるということでありまして、こういったことも明記をしているということあります。私どもとしては、建設業者が担うべき課題というものは五条で明確に規定をされていふふうに思っております。

○岡崎トミ子君 十分だということですね。では、基本方針のつくり方、手続的なことに関して、第三条のところに建設資材廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項を定めておりますけれども、この方針、どの程度の中身になりますでしょうか。

○政府参考人(鳳岡典之君) 基本方針の第三条二項二号のところで、建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項といふものを基本方針として定めると、このようになります。私どもとしましては、この中では、建設業者、発注者はもとより、建築物の設計あるいは維持修繕あるいは使用される方々、すべての方々について一定の役割がそれぞれるわけでございますので、そいつたものを明らかにするとともに、建

設廃棄物の発生抑制に向けた具体的な取り組みと

いうものを明示していきたい。

今いろいろ検討させていただいておりますけれども、具体的には、一つは耐久性の高い建築物といふものの普及を図っていく。これにつきましては、高耐久住宅の設計手法というものを確立するとか、あるいはライフサイクルコストという考え方で、当初は若干費用がかかりましても中長期的に見て長もちをしてコストが安くなる、そういうふうに思つております。

また、長期的使用の推進というためには、適切な維持修繕というものが行われる必要がある。そのためのマニュアルの整備とかあるいはリフォーム等も的確に行っていく、その場合にその履歴がはつきりと残るようしていく履歴情報の整備なども、長期的使用のための取り組みといふものを書いていきたい、このように考えております。

○岡崎トミ子君 発生抑制のためには拡大生産者責任の考え方立つ取り組みが必要で、政府が準備しております循環型社会形成推進基本法案にも、十一条に辛うじて拡大生産者責任の考え方方が盛り込まれておりますけれども、このことについて建設省はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(鳳岡典之君) 基本法十一条における第三条のところに建設資材廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項を定めておりますけれども、この方針、どの程度の中身になりますでしょうか。

○政府参考人(鳳岡典之君) 基本方針の第三条二項二号のところで、建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項といふものを基本方針として定めると、このようになります。私どもとしましては、この中では、建設業者、発注者はもとより、建築物の設計あるいは維持修繕あるいは使用される方々、すべての方々について一定の役割がそれぞれるわけでございますので、そいつたものを明らかにするとともに、建

るいは解体時に当初の生産者というものが必ずしも存在するかどうかわからないようなケースもある。それからまた、生産時にももちろんいろんな人がその建築に携わるわけでございますけれども、その後維持修繕ということでこれもいろんな方が関与するわけでございます。そういった事柄とか、あるいはライフサイクルコストといふ考え方で、当初は若干費用がかかりましても中長期的に見て長もちをしてコストが安くなる、そういうふうに思つております。

また、なほ建築物については整理すべき課題もあるわけでございますので、生産者の範囲とか役割とか、それをどのように位置づけるべきなのにつきまして、私ども今後の課題としてこの点については検討していきたい、このように考えております。

○岡崎トミ子君 どのようなことも含めて、できるだけ具体的に発生抑制のための取り組みといふものを書いていきたい、このように考えております。

○岡崎トミ子君 どのぐらいの期間を経てこれについては回答が出来ますでしょうか。

○政府参考人(鳳岡典之君) 一般的の耐久消費財と違いまして建築物という極めて特異なものでござりますので、私どもとしては単純にこういった考え方方が適用できるのかについては、正直言いましてなおいろいろな検討が必要かなというふうに考えております。

いつまでにということをこの時点で申し上げることはできませんけれども、こういう考え方があるわけですが、これが、一般的にそういう責任といふものを明記はされているわけでございますけれども、その適用に当たっては、対象とするものの性状、あるいはその生産、流通、消費の実態といふものを踏まえて考えていく必要があるのではないか、このように私は思つております。

この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(那珂正君) 御指摘のような点につきましては大変重要であると思いますが、建築基準法といいますものは御案内のとおり罰則を伴う強制力のある建築規制でございまして、安全性等に関する必要最小限の基準を最低基準として定めています。御指摘のような例えれば解体のやすさとかあるいは耐久性とか、こういう事項につきましてはなほ建築主の意思とか選択にゆだねられるべき事項としても位置づけられますし、したがいまして、御指摘のような例えれば解体のやすさとかあるいは耐久性とか、こういう事項につきましてはなほ建築主の意思とか選択にゆだねられるべき事項としても位置づけられます。

○政府参考人(那珂正君) 昨年成立させていただきました住宅の品質確保の促進等に関する法律がございました建築物という極めて特異なものでございますので、私どもとしては単純にこういった考え方方が適用できるのかについては、正直言いましてなおいろいろな検討が必要かなというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 検討されていくことに関することはできませんでした。このように考えております。

○政府参考人(那珂正君) 昨年成立させていただきました住宅の品質確保の促進等に関する法律がございました建築物の性能表示制度の具体的な表示項目として、耐久性向上に関する一定の事項について盛り込むべく、今最終段階の検討をしております。こうしたことと純粹に技術的な研究などを組み合わせていまして、耐久性向上に努めてまいりたいと思います。

○岡崎トミ子君 再生品ができるたらその再利用についても考えなければならぬと思いますが、これも循環型社会形成推進基本法案には十分に盛り込まれませんでした。辛うじてその問題意識に触れたのがグリーン購入法なんです。何か環境庁のいじらしさといふか、かわいそらうくらいだと私なんかは思つてしまふんですけれども、建設省の問題意識を問いたいというふうに思います。

めには、まず廃棄物の処理段階での取り組みは不十分だと。設計、建築、使用、解体及び再資源化の段階も含めたライフサイクル全体でとらえることが必要だというふうに書かれてありました。循環型社会の実現という観点から見ました場合には、私はこの法案が限られた守備範囲だけをカバーするものになってしまふと思ひますけれども、ライフスタイル全体を見てやるという観点からはいかがでしょうか。

○政府参考人(風岡典之君) 循環型社会の形成と

いう点からは、先生御指摘のように、まさに全体について、リサイクルだけではなくて、発生抑制、再使用、再利用、それからそうでない場合については適正処理をするというそういう全体の輪

が循環するようにしていく必要があるということです、私たちの法案につきましては、当面特に緊急の課題となっておりますのは、大量に発生する廃棄物、建設廃材というのをやはりリサイクルに少しでも回るようにならたいということで、分別解体

あるいは再資源化の義務づけというものが前面には出ておりますけれども、先ほどごらんをいたしましたような建設業者の責務とか基本方針と

か、あるいはリサイクル製品の利用についての協力要請とか、そういう観点を含めまして全体的に総合的な取り組みができるようになつた法律においても配慮したつもりでございます。

○岡崎トミ子君 今回の法案の対象であります再資源化に絞って伺いたいと思います。

建設省では、これまでも建築廃材のリサイクルに取り組んできております。私も九八年九月の参議院本会議で、公共事業におけるリサイクルの促進について、当時、閣谷建設大臣にお尋ねしましたところ、前向きに取り組んでいるという趣旨の答弁がございました。代表的な例は建設省が九七年十月から取り組んだ建設リサイクル推進計画97だらうというふうに思ひますが、この推進計画の実績の評価をして反省がどうこの法案に生がされたかをお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とする、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイクルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりました。その結果、公共事業のうちその大半を占める土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。しかしながら、建築工事の関係のリサイクルでございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサイクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度として、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実

績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました

目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度とし

て、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設

混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建

設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実

績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました

目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度とし

て、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設

混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建

設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実

績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました

目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度とし

て、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設

混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建

設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実

績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました

目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度とし

て、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設

混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建

設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リサイクル推進計画97のいろんな実

績等も勘案をしてこの立法につなげたと、このよ

うに考えております。

○岡崎トミ子君 ところで、この97で掲げました

目標の達成状況について伺いたいのですが、この

リサイクル率の目標を、今年度を目標年度とし

て、アスファルト・コンクリート塊が九〇%、コ

ンクリート塊が九〇%、建設汚泥が六〇%、建設

混合廃棄物が五〇%、建設発生木材が九〇%、建

設発生土が八〇%となつておりますが、これは前

年度の実績と比べましても非常に意欲的なんですね。

本法案で掲げます目標はどの程度のものになりますでしょうか。その目標値の根拠はどのようなものになりますでしょうか。簡単にお知らせいた

だかを

お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) 建設省で、建設廃棄

物のリサイクルを推進するため、平成十二年度に建設廃棄物全体のリサイクル目標率を八〇%とす

る、こういった目標を掲げた建設リサイクル推進計画97というのを平成九年に策定したわけでござ

ります。

ここにおきましては、公共事業においてリサイ

クルを積極的に進めていくとか、あるいは公共事

業についてリーディング事業を実施していくとか

総合的な取り組みというものを進めてまいりま

した。その結果、公共事業のうちその大半を占める

土木工事業につきましては建設廃材のリサイクル率というのは相当向上したというように考えてお

ります。

しかしながら、建築工事の関係のリサイクルで

ございますけれども、これは平成七年度の数字し

か今ありませんけれども、リサイクル率が土木系

については六八%に対しても、建築系は四二%とい

ます。

今回の法律につきましては、特に建築系のリサ

イクルがおくれているというようなことも十分念

頭に置きましたして、これを進めていくためには分別

解体さらには再資源化が必要であるということ

で、この建設リ

らにきちんと徹底していただきたいという意味で。まだ誤解をして、実際にそのような指導を受けた、それがいかにも義務づけのよう言われていて、それを本当にやつてしまつて体調も崩した、近所の人もぐあいが悪くなつたと、そういう苦情も結構来ておりますので、その周知徹底といふことに關してはいかがでしようか。

○政府参考人(那珂正君) 御指摘のような点につきましては、きつと指導を徹底したいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、やはり薬剤を使わなければいけないという現場あるいは工法、材料も正直言つてございます。そういうところにつきましては、今先生が御指摘のような工事の周辺の方々とかあるいはお住まいになる方々の健康上の被害にならないような一定の養生等を施工するような、そういう施工方法をきちっとする方が肝要だと思ひますので、それにつきましても十分指導していきたいと思います。

○岡崎トミ子君 有害物質は使わないということがそもそも大切だということ、再資源化できないものはそもそも使わない、ということが大切だと。さらに、やむを得ず使う場合には表示あるいは記録などの手段でわかるようにするということを規定すべきだと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(那珂正君) 先ほど来申し上げておりますが、新しい住宅品質確保法によります住宅性能表示制度の中で耐久性に関する一定の性能を何とか盛り込みたい、こういうふうに思つてゐるわけでございます。その中で、具体的に木材に関して申し上げれば、防腐、防蟻処理について実態的には一定の事項を含まざるを得ない、こういうふうに思ひます。

ただ、具体的にどういう薬品を使うか、どういう薬品を使った場合はいいとか悪いとか、こういふ点につきましては、正直申し上げましてこの住宅品質確保法では少し手に負えないところがございます。先生御案内とおり、厚生省所管のいわ

ゆる化審法等によりましてそういう薬剤の使用につきまして一定の規制があるわけでございますので、所管している厚生省あるいは通産省等とよく連絡を密にして、実態的にそういう非常に毒性の強いものを施工段階で使わなくても済むようにしていきたいと思います。

○岡崎トミ子君 ところで、その有害物質のところでございますと、CCA処理の木材なんですかとも、これは有害物質をも含んでいます。再利用することが非常に困難だというふうに思ひます。が、そもそも有害物質をも含んでいます。が、そもそも有効物質をも含んでいます。再利用することが非常に困難だというふうに思ひます。

CCAについてはどうやって分類するのか。そこのほかの例えはクロルビリホス、それから有機磷系の農薬、こういうものが使われている場合にはどうやって区別するのか。そういうふうに思ひます。

それから、少なくとも建物が建てられた年代、用途、こういうものによってある程度使われている有害物質が想定できるような場合には、その材料となる情報を収集して整理して、そして提供できるよう準備しておくべきではないかと思います。

ですが、この点を最後に教えていただきたいと思います。

○政府参考人(風岡典之君) CCA木材についてでございますけれども、先生御指摘のように、この木材につきまして重金属が使用されるというこ

とになりますので、一般的な方法によつて再資源化というのには困難であります。したがいまして、そこにおきまして、特に木造の建築物の解体施工技術に関する検討というものを取り上げるといふことで、これは今年度のミニニアムプロジェクトの一つということで既に予算化されておりますので、できるだけ早くその結論が得られるよう取り組んでいきたいと、このように思つております。

○岡崎トミ子君 それでは、最後に大臣に

建設省も大変限界の中で頑張つていらして、一定の評価は私もしたいと思っております。この建設リサイクル法案、そして環境庁が送り出します基本法というふうにリンクしてきつちりやるといふことを行なつてもらいたいと思います。

私が使われているかどうか、どういうふうにチェックをするのかという御指摘ござります。このCCA木材につきましては、重金属の使用の有無を現場で確認する手法として検出溶液を噴霧する方法というものが確立しておりますし、また木材から重金属を分離するような技術というものも一応

確立をしておりますので、基本的にはそういうものの普及徹底を図つていくということで、それによつてCCA木材かどうかというものを判断していくと、この二〇〇〇年ミニニアム計画としていくことが必要ではないかというふうに思つております。

また、先生御指摘のように、つくられた年代に由つてどういうものが使われているかというのは大体わかるではないか。確かに一般的な傾向があるわけでございますので、建物の建築年代とそのころ一般的に使われているような薬剤というものについての情報提供をするというようなことでも、非常に効果なことではないかと、このように思つております。

○岡崎トミ子君 その際に、その調査を予算化して建設省で行ないますか。予算化は、年度の予算の関連でいろいろな研究調査費というものを計上しているわけございますが、その中で分別解体に関する施工技術につきましての調査項目があります。

そこにおきまして、特に木造の建築物の解体施工技術に関する検討というものを取り上げるといふことで、これは今年度のミニニアムプロジェクトの一つということで既に予算化されておりますので、できるだけ早くその結論が得られるよう取り組んでいきたいと、このように思つております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

○高野博師君 それでは、この法律案について、この法案の目的というの特徴的な建設資材について廃棄物の減量とリサイクルにあつて、建設廃棄物そのものの発生抑制ではないんではないかと思うんですが、この発生抑制についてどのように向かって進進してまいりたい、かよう考へておられます。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。

○政府参考人(風岡典之君) この法律は、不法投棄などが横行しまして、近年廃棄物処理に係る問題というのが深刻化しております。そうした中で資源の有効な利用を確保するということで、廃棄物の再資源化ということを積極的に進めていきました。

しかし、循環型社会あるいはリサイクル全体の輪がつながるためには、それだけではなくて廃棄物の排出の抑制、これも非常に重要でありまして、リユースとかリサイクルにも増して重要な課題だということございます。

私どもとしましては、六省庁でつくります基本方針、この中で、建設資材廃棄物の排出の抑制の

ては、分別解体の義務づけの対象になる建築物の規模は政令で定める、このようにさせていただきております。具体的には、政令で今後検討して定めることになるわけでございますが、現在、解体工事につきましては一戸当たりの床面積が七十平米ないし百平米程度の範囲で基準をつくりたいと、このように考えております。

仮にそのようなところで線を引いた基準を設定した場合に、どのようなカバー率になるのかといふことでござりますが、建築物全体の床面積で見ますと、七十平米から百平米のところで引きますと全体の八〇%ないし九〇%が分別解体の義務の対象になる、このように考えておりまして、その意味で先ほど申し上げましたような水準というものによつてかなりの程度再資源化が進むんではないかと、このように思つております。

もう少し小さいものまで対象にしない理由は何かということでござりますが、何といましてもこれは対象件数も非常に多くなります。実効性のある的確な対応をするということでありますと、ある程度件数というものの状況も判断しなきゃならないということになりますし、またかかりますコストというものは一定でありまして、小規模なものであつても大規模なものであつてもコストといふのはかなり類似するというような面もありまして、その点からもとりあえず一定のすそ切りといふものは認めたいというふうに思つておりますが、そういう考え方立つにしても、八割、九割をカバーするような線は確保していきたいと、このように考えております。

○高野博師君 カバー率が私はもっと低いのかと思つていてたんですが、八割から九割ということであれば納得できるかなと思います。

それでは、対象品目です。特定建設資材をコンクリートと木材とアスファルトに限定するんです

が、ガラスとか陶器とかプラスチックとか金属とかいろいろあるんですが、その再利用、再資源化ということでこれも対象に入れるべきではないかと思うんですが、その辺はどうしてなのか、お伺

いいたします。

○政府参考人(風岡典之君) 当面、今回対象にさ

せいでございます特定建設資材といふのは、コン

クリート、アスファルト、木材と、その三品目と

いうことであります。これで建設廃棄物全体の

ベースで見ますと、約八割をカバーするといふことになるわけござります。しかしながら、先生

御指摘のよう、ガラスとかプラスチック類とかまだだいろいろなものがここから落ちていると

いうのは事実でござります。

私ども、今回三品目を指定しました基本的な考

え方といふのは、まずその品目につきまして再資源化を進めることができるのは、廃棄物の減量を図る上で必要かかどうかということ、御指摘のよう、ガラスとかプラスチック類とかまだだいろいろなものがここから落ちていると

いうのは事実でござります。

としては三品目を指定させていただきました。

その他のものにつきましては、そういう意味か

ら見ますと、まだリサイクル施設が十分でないと

かあるいは再資源化の技術が確立していないと

か、そういうものもあるわけでござります。こ

れにつきましては、今後そういうものについて

技術開発とかあるいは再資源化施設の整備の促

進とか、そういうものを並行的に進めることに

よつて、将来新たなものもあるわけでござります。こ

れについて、このように考えております。

○高野博師君 そこも納得がいきました。

○岩佐恵美君 建設資材再資源化法案は、新築、

解体の工事を行う事業者に対する建設資材廃棄物

の分別と再資源化を義務づけるものです。それに

よつて最終処分量を減らす、そして混雑の不法投

棄をなくす、そういう点では前進ということで評

価できます。

しかし、先ほどから指摘をされているように、

発生抑制については事業者の責務に掲げてはいる

けれども対策は規定されていません。工事におい

てあるいは建設資材が使用された後、ごみになる

量が抑制されるような努力、工夫が求められま

す。特に、建築物は使用期間が数十年と長いので

その点がおざりにされやすいという面がありま

す。住宅メーカーや建設資材メーカーあるいは建

設業者が建築物の解体後にごみができるだけ発生

します。ところが、そうした点が盛り込まれていな

い、これでは私は発生抑制ができないというふう

に思います。

先ほど、基本方針で明らかにしていきたいとい

う重要な課題であります。

私どもとしましては、分別基準といふものを見

めて、当たりまして、こういったものにつきましては重要な課題であります。

私は、発生抑制ができないといふふうに思つて

います。

○国務大臣(中山正輝君) 建設廃棄物の発生抑制

ということで、根元を断つといふことが一番大事

なことと、その量を少なくするといふことが大事

なことです。

我が国におきます社会経済活動が拡大しまし

て、国民生活が豊かになる一方で廃棄物の排出量

が増大しているのは現実の事実でございまして、最終処分場の逼迫やそれから不法投棄の増大な

ことが重要でござります。例えはそいつたものにつきましても分別解体基準を定めるに当たりましては、やり方として定めていきたいたい。

他のいろいろな有害物質もありますけれども、技術的に可能なものについてはできる限り分別解体基準の中で取り上げる努力をしていきたいたい。

その他いろいろな有害物質もありますけれども、技術的に可能なものについてはできる限り分別解体基準を定めるに当たりましては、やり方として定めていきたいたい。

ついで、例えはそいつたものにつきましては、やり方として定めていきたいたい。

これまでの社会のあり方によるものであります

う話題に事欠かないわけでござりますが、これら

の問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といつたこれまでの社会のあり方によるものであります

が、さまざま問題が深刻化していることは、も

う問題に事欠かないわけでござりますが、これら

の問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といつたこれまでの社会のあり方によるものであります

が、根本的な解決を図るために、国民のライ

フスタイルや企業の活動スタイルを見直すことが

不可欠であると思います。その際、資源の再使用

や再生利用等も不可欠でござりますが、それにも

増して廃棄物の発生抑制が重要である、共通の認識を持っております。

本法に基づく基本方針の中で、建築物の長寿命化のための技術開発等の発生抑制に関する考え方を明らかにしてまいりたいということの中身でござりますが、本案とあわせて発生抑制のための具體的な取り組みとして、新築住宅に係る住宅金融

公庫の融資について一定の耐久性を要件化するとともに、鉄筋コンクリートづくりそれから木造等の構造区分にかかる償却期間を三十年に一本化するということ、またもう一つはスケルトン

住宅の開発や木造住宅の長寿命化のための技術開発を行うなど、発生抑制に係る総合的な施策を促進してまいりの存でござります。

こういうことで、これから国民の啓発、啓蒙と

いうことも大事になつてくる、ごみに対する認識

も近年大変変わってきたようござりますから、

そういうものが社会に定着することの広報活動も

大変重要な課題であります。

○岩佐恵美君 建設廃棄物は産業廃棄物の約二

割、最終処分量の四割を占めます。特に、不法投

棄の九割を占めています。この

法律では分別解体、再資源化が義務づけられて

るのはコンクリート及び木材と政策で指定するアスファルト・コンクリートだけなんです。私もあちらこちら不法投棄現場を見て歩いていますけれども、投棄されている建物というのは木材といふよりも、木くすはもちろんですが紙くず、ビニールそれから電線、断熱材、畳、壁、これがぐちゃぐちゃにまざって、本当にこれから分別をするというんだつたら大変な代物がほとんどです。

分別、再資源化の義務づけ、それが三種類だけ

で本当に今後建設混合廃棄物の不法投棄がなくなるのでしようか。

○政府参考人(風岡典之君) 特定建設資材として、当面三品目を指定させていただきたいという

ふうに考えております。これは先ほど来御説明さ

せていただいておりますように、基本的には二つ

の要件というものを考えておりまして、一つは再

資源化が資源の有効な利用それから廃棄物の減量

化に大きく寄与するかどうかという点、それから

また再資源化が技術的に可能かどうか、その二つ

の点から見て現時点では三品目というものの限ら

れるのかなというふうに思っております。

ただ、この三品目につきましても、これも先ほど申し上げましたけれども、全建設廃棄物の約八割をカバーしているわけございまして、これを

着実に再資源化していくなどということはリサイクル

の促進ということにもつながるわけでございまし

て、不法投棄という面から見ると非常に減少の方

向に働くのではないかというふうに考えております。

なお、三品目以外につきましては、当面は義務化しませんけれども、それ以外の品目につきま

していきたい、このように考えております。

○岩佐恵美君 三品目以外というのは、焼却ある

いは埋め立て処分ということになります。特に塩化ビニールの焼却は、これはもう高温でなければ

いかかわらず環境破壊あるいは健康破壊という点でますけれども、投棄されている建物といふのは木材といふよりも、木くすはもちろんですが紙くず、ビニールそれから電線、断熱材、畳、壁、これがぐちゃぐちゃにまざって、本当にこれから分別をするというんだつたら大変な代物がほとんどです。

分別、再資源化の義務づけ、それが三種類だけ

で本当に今後建設混合廃棄物の不法投棄がなくなるのでしようか。

○政府参考人(風岡典之君) 通産省からですと完

なぜすぐ対象にしなかったのでしょうか。

○政府参考人(風岡典之君) 塩ビ等のプラスチック類、これの処理というのもも大変な課題でござります。

これにつきましては、これを再資源化するよう

な施設というものが非常に限定されるということ

になりますとコスト面での非常な負担というもの

が出てきますし、また回収方法ということになっ

てもいろいろな工夫をしなければならない、こう

いう現状から、当面、法律の施行の当初の段階に

おいては特定建設資材として指定するということ

になりますとコスト面での非常な負担というもの

が出てきますし、また回収方法ということになっ

てもいろいろな工夫をしなければならない、こう

なりますとコスト面での非常な負担ということが

あります。

ただ、塩化ビニールの中でも、例えば塩ビの継

ぎ手とか塩ビパイプ、こういうものにつきまして

は難しいなどいうふうに思っております。

ただ、塩化ビニールの中でも、例えば塩ビの継

ぎ手とか塩ビパイプ、こういうものにつきまして

は、企業によって積極的にリサイクルというもの

が進んできております。私どもは、今後、そう

いったものについての再資源化施設の整備状況あ

りまして、塩ビ関係の企業において自主的な取り

組みというものがいろいろ進められております。

これらすべてを対象にした義務づけというの

は現時点では非常に難しいというふうに考えてお

りますし、塩ビ関係の企業において自主的な取り

組みというものがいろいろ進められております。

ただ、塩化ビニールの中でも、例えば塩ビの継

ぎ手とか塩ビパイプ、こういうものにつきまして

は、企業によって積極的にリサイクルというもの

が進んできております。私どもは、今後、そう

いったものについての再資源化施設の整備状況あ

りまして、塩ビ関係の企業において自主的な取り

組みというものがいろいろ進められております。

○岩佐恵美君 私は、ダイオキシンによる汚染と

いうのは本当に軽視してはならない、悠長なこと

を言つてはいられないという、そういう思いがし

ております。

○岩佐恵美君 私は、ダイオキシンによる汚染と

いうのは本当に軽視してはならない、悠長なこと

を言つてはいられないという、そういう思いがし

ております。

それで、今お話をありましたけれども、一部塩

ビ製品については回収をしているという例がある

わけですから、例えば農業用の塩ビ、業界が

回収しているというのですが、どの程度、どう

幅に増加するということが予想されます。

建設省におきましては、平成十年の十二月でござりますが、建設副産物適正処理推進要綱とい

うのを改定しまして、新築時の石こうボードの端材

につきましては生産者が回収するというやり方、

これは廃棄物処理法で広域再生利用大臣指定制度

というのがあるんですが、それを活用して生産者

ダイオキシン類が発生をするということで、量にかかわらず環境破壊あるいは健康破壊という点で重大的な問題を持つています。

○委員長(石渡清元君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(石渡清元君) 速記を起こしてください。

の回収というやり方で進めるようにしております。また、解体工事に伴いまして排出されます石こうボードにつきましては、これは極力分別解体をするというように指導しているところであります。

また、平成十年度に、石膏ボード工業会、それからゼネコン、ハウスメーカー、それから解体業者、それから処理業者等から成ります廃石膏ボード対策検討委員会といふものを設置しまして、石こうボードについての発生抑制あるいはリサイクルについて検討し、昨年の三月に一応報告書といふものを取りまとめられております。

現在、メーカーにおきましては、こういったもののを受けて、新築端材を中心とした回収、リサイクルに取り組むとともに、解体系の廃石こうボーダーにつきましてもリサイクルのための用途の開発、特に石こうボードとしてまた再利用するはか、セメントとして材料を使うとか、土壤改良材に使うとか、そういうような用途の拡大といふことについて積極的に検討が進められておりますので、私どもとしてもそういうものを応援していただきたい、このように思っております。

○岩佐恵美君 昨年、筑紫野市の安定型産廃処分場で三人の作業員の方が亡くなられるという事故が発生しました。私は昨年十一月十六日にこの委員会でその問題を取り上げました。

その後、福岡県が原因などの調査を行っているわけですが、その結果はどうなったんでしょうか。厚生省として、その調査結果を受けてどのような対応をとっているのでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 福岡県筑紫野市の事故の件でござりますけれども、四月十七日に県の事故調査委員会が事故原因を公表しております。その公表したところによりますと、この業者は、八年から硫化第一鉄を処分場に散布していたといふことで、処分場に大量の硫黄分が残留いたしまして、埋め立て廃棄物中の嫌気状態と相まって高

濃度の硫化水素が発生したというふうに聞いております。

こうした高濃度の硫化水素の発生問題につきましては、今御指摘の筑紫野市のはか、滋賀県の栗東町であるとか、そのほか濃度は必ずしも高くなるものが、幾つかの処分場でもそういう事例があるというふうに承知しております。

そこで、実際どのような実態になつてているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところでございます。

○岩佐恵美君 県の調査結果によると、五年前から硫化水素の発生が確認されていたということです。安定型処分場でなぜ硫化水素が発生するのかということが問題となって、滋賀県立大学の菊池助教授の研究で、石こうと有機物が反応して硫化水素が発生する、こういうことが確かめられました。安定型処分場には有機物は埋められないはずなわけですが、木くず等の違法な埋め立てあるいは石こうボードに張りつけられている紙、こういふものが疑われているわけです。

今、それぞれ安定型処分場あるいは管理型処分場、これらについて全国実態調査を行つていると、いうことですけれども、当然管理型でも硫化水素は発生するというふうに思いますが、その点についてはどう対応しているのでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 硫化水素は、沼地と

めたガスの発生に対する構造をとるよう義務づけているという状況でござります。

○岩佐恵美君 業界は、新築現場で発生する廃石こうボードについては販売量の5%を限度に有料で引き取る対策を講じたということですけれども、排出の大部を占める解体現場から発生するものについては今のところ対策がないというわけですね。ですから、先ほど建設省として石こうボードについて分別解体してきちんと処理をさせることで、実際どのような実態になつているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところです。

そこでは、実際どのような実態になつているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところです。そこで、実際どのような実態になつているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところです。

そこで、実際どのような実態になつているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところです。

そこで、実際どのような実態になつているのかについて全国的な実態を把握するために、現在、都道府県に対しまして、産業廃棄物の安定型処分場と管理型処分場、双方ございますけれども、硫化水素の発生実態調査を行つてあるところです。

○政府参考人(岡澤和好君) 硫化水素は、沼地と

建設残土は副産物とみなされて施設法の規制がかからない。ですから、膨大な量が谷などに埋め立てられています。あるいは土砂がずっと盛り上げられて、それでその地域の何とか富士という名前がついている、産廃富士ですか、産業廃棄物の富士山という意味なんでしょうけれども、そういうところもかなりあります。ごみの不法投棄よりも量がはるかに多いんです。私も三多摩の地域でその積み立てられているところを登りましたけれども、軽登山まではいきませんけれども、かなり埋め立てで健康にかかる有害ガスが出るということがわかつた以上、早急にこの対策に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

○岩佐恵美君 県の調査結果によると、五年前から硫化水素の発生が確認されていたということです。安定型処分場でなぜ硫化水素が発生するのかということが問題となって、滋賀県立大学の菊池助教授の研究で、石こうと有機物が反応して硫化水素が発生する、こういうことが確かめられました。安定型処分場には有機物は埋められないはずなわけですが、木くず等の違法な埋め立てあるいは石こうボードに張りつけられている紙、こういふものが疑われているわけです。

今、それぞれ安定型処分場あるいは管理型処分場、これらについて全国実態調査を行つていると、いうことですけれども、当然管理型でも硫化水素は発生するというふうに思いますが、その点についてどう対応しているのでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 硫化水素は、沼地と

です。

建設残土は副産物とみなされて施設法の規制がかからない。ですから、膨大な量が谷などに埋め立てられています。あるいは土砂がずっと盛り上げられて、それでその地域の何とか富士という名前がついている、産廃富士ですか、産業廃棄物の富士山という意味なんでしょうけれども、そういうところもかなりあります。ごみの不法投棄よりも量がはるかに多いんです。私も三多摩の地域でその積み立てられているところを登りましたけれども、軽登山まではいきませんけれども、かなり埋め立てで健康にかかる有害ガスが出るということがわかつた以上、早急にこの対策に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

○岩佐恵美君 県の調査結果によると、五年前から硫化水素の発生が確認されていたということです。安定型処分場でなぜ硫化水素が発生するのかということが問題となって、滋賀県立大学の菊池助教授の研究で、石こうと有機物が反応して硫化水素が発生する、こういうことが確かめられました。安定型処分場には有機物は埋められないはずなわけですが、木くず等の違法な埋め立てあるいは石こうボードに張りつけられている紙、こういふものが疑われているわけです。

今、それぞれ安定型処分場あるいは管理型処分場、これらについて全国実態調査を行つていると、いうことですけれども、当然管理型でも硫化水素は発生するというふうに思いますが、その点についてどう対応しているのでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 硫化水素は、沼地と

います。

九五年度の発生量は四億四千六百万立米です。

重量にするとそのほかの建設廃棄物の八倍。再利用は、再資源化が一五%。八割は土用以外の内

陸部の受け入れ地等に搬出されているという状況められておりましたので、これを積極的に使って

発生土についての有効活用といふように結びつけていきたい、このように考えております。

○岩佐恵美君 原局の説明をいたいたとき、工事で使う土砂を全部建設発生土にしても残土の四五%くらいにしかならない。そうすると、結局なお二億立米以上余るという計算になるんですね。

東京都の調査によると、東京西部の多摩地区では、多摩ニータウンや園先道の開発に伴って大量の残土を業者が谷間に廃棄している。八七年には四十カ所あった谷間が現在では二十カ所足らずとなつていて、都は丘陵部の自然生態系の豊かな谷戸や里山は建設残土の埋め立て等の行為によって消滅の危機に瀕しているとして、建設残土の埋め立てや盛り土の規制を盛り込んだ条例改正を今検討しています。

循環社会推進法では、土木建築工事で副次的に得られた物品も廃棄物等としており、当然残土も含まれてくるのではないかと思います。従来のように、廃棄物でないからということで規制の網がかからぬままこういう状態を放置するということは許されないのではないかと思います。

残土の処理について法的な枠組み、仕組み、これをつくるべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中山正輝君) 建設発生土というのは大半が公共土木工事から発生をいたしておりまして、全体の八六%、これは平成七年度、ちょっと古いものでございますが、資源の有効利用それからコスト縮減の観点から、他の公共土木工事で利用できるように発注者みずからが努めることが重要だと思っております。このため、公共工事発注者の調整による工事間利用が推進することによりまして、リサイクルの推進を図ることとしているところでございます。

有価取引されますものですから、先生御自身の御発言にもありましたように廃棄物ではないといふことでございますが、具体的には建設発生土に係る搬出及び搬入に関する情報を公共工事発注者

が容易に提供及び入手できるコンピューターネットワークシステムを構築するなどの必要な施策を進めたいと考えております。

○岩佐恵美君 大臣、工事間利用だけで残土の富士山はなくならないんですね。やっぱりきちんと規制していく、そういう対策をとらないとダメなんですね。だから、東京都は、谷間だとかそういうところに勝手に埋められないようにして、富士山ができるないようにしようと条例をつくらざるを得ないんすけれども、これは国としてもきちっと対応していっていただく必要があるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(中山正輝君) 全く同感でございます。この間、経方先生の御質問でございましたが、池を埋めてしまつたというお話をございました。ですから、この狭い大都市の中での残土をどうするかというのは本当に大変重大な問題だと思いますので、これからひとつ省内におきましてもようく検討いたしまして、有価取引ができるといふことを認識をして、今後努力いたしたいと思います。

○岩佐恵美君 この法律で分別解体、再資源化が推進されると、全国的に再資源化施設があえる

と思います。建廃の木材というのは、先ほどもありますけれども、集成材とかベニヤなどに接着剤を用いています。あるいは塗装されたものもあります。防腐剤やシロアリ防除剤、これが塗られたものもあります。

これら再資源化施設で有害物を発生する、そういうおそれが非常に強いわけですから、その点はどうでしようか。

○政府参考人(風岡典之君) 重金属が含まれてい

る防腐・防蟻木材ということで見ますと、これについては一般的な方法による再資源化といふことが現状では困難であると言わざるを得ません。したがいまして、建築物の解体に当たりましては、他の建設資材と分別をすることが非常に重要なと、いうように考えております。私どもも、分別解体の基準と、いうのを省令に基づいて定めるわけでございますが、その基準の中できっちりと分別をするというような考え方を明らかにしていきたい。

問題は、このC.C.A木材が使われているかどうかのチェックがポイントになるわけござりますが、このチェックがボイントになるわけございますので、そういうもののも的確に活用するこ^トによって適正な処理というものについて努力をかけてその反応によつて確認ができるというような仕組みもあるわけございますので、そういったものも活用するとともに、また建築時期にいつたものも活用するとともに、また建築時期にようつてどういうような薬剤が使われているかといふものもある程度一般的な情報があるわけございますので、そういうもののも的確に活用するこ^トによって適正な処理というものについて努力をしていきたい、このように考えております。

○岩佐恵美君 四月二十七日の当委員会で、悪臭防止法の審議の際に、木炭生産と称してコンクリート型枠のコンバネを大量に蒸し焼きにして周囲の住民に被害を与えていた、そういう事例を指摘しました。その後も、神奈川県のあるごみのシンボジウムで、炭化の蒸し焼きは環境に優しいといふけれどもどうですかという質問が出ていました。こういう方式が全国に広がる、そういう可能性が高いような気がしました。

厚生省は、有価物として流通している限り廃掃法の対象にはならないということでした。まさかこういうものをこの法律が再資源化法ということで動き出すと認められていくなどということはないと思いますけれども、いずれにしても法の網をくぐるようなこういう事態が広がらないうちに、建設省としてきつちり有効な対策をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(風岡典之君) 建設廃棄物の再資源化に当たつては、本法によるほか、廃棄物処理法の規定に基づいて適正に実施をするということになります。この法律に基づきましては、再資源化施設の届け出をするということになりまして、より一層工事間利用が促進されますように努めてまいりたいと考えております。

化に当たつては、本法によるほか、廃棄物処理法の規定に基づいて適正に実施をするということになります。この法律に基づきましては、再資源化施設の届け出をするということになりまして、それでも、解体工事等の届け出に当たつては、といった再資源化施設についても届け出させるようになつたことを今検討しているところであります。

○岩佐恵美君 そこで、先ほどおられなかつたの通産省に向います。

農業用の塩ビ、これは業界が回収しているといふことですが、どの程度どういうルートで回収、無害化処理をしているのか、費用負担などのぐらいいなか、その点について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(岡本巖君) ここに参りますときに街宣車の列で大変遅滞いたしまして申しわけございませんでした。

お尋ねの農業用の塩ビでございますが、年間十萬トン排出されておりまして、これにつきましては関係者の御努力によりまして回収、リサイクルが年間約五万トン行われていて、用途としては床材でありますとか履物等にリサイクルされておるところでございます。

農家から排出されました塩ビ様のシートその他の資材につきまして、農協でそれを集めて一部は破碎をして再資源化業者の方に処理を委託するという形で、私ども価格について詳細は承知していないんですけども、多くの場合は手数料を払つて処理していただくという形で再資源化業者の方にリサイクルに回されているところでございま

す。

○岩佐恵美君 私は、建廃のこの法律について

は、リサイクル法というところに重点を置くんじゃなくて、やっぱり発生抑制ということをしっかりと据えたそういう法律にすべきだというふうに思っています。

発生抑制というのは、量も発生抑制させなければいけないので、けれども、いろいろ問題になつていてもやっぱり発生抑制するし、現どうしても使わなきやいけないものについては、有害なもの、有害のおそれがあるものについては製造者、排出者が引き取って、そしてそれを回収もちゃんとみずから責任でやり、無害化処理もやり、それから再商品化していくというようなそういうルートをつくっていくことが大事だというふうに思っています。

そこで、資材メーカーとか住宅メーカーの果たさなきやならない役割が非常に重要なんですけれども、私は、建設大臣が通産大臣に具体的に物を言う機会を持つなど、やっぱり協議だとあるいは協力だとかして、必要があると思うんですね。建廃の法律だからといって建設省だけではなかなかできにくい。やっぱり大臣同士協議をしていくといふような場も必要になるというふうに思うのですけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(中山正暉君) 全く同感でござります。これから一府十二省庁と役所の数も少なくなるわけでございまして、そういう連係動作が私はやすくなると思っております。

資材業者についても、分別しやすい建設資材の生産や、それから建設廃棄物を再び建設資材の原材料として利用すること等により、建設廃棄物のリサイクルの推進に大きく貢献できる立場にあると認識をいたしておりますが、建設廃棄物のリサイクルの推進のためには関係省庁が連携をして取り組みを進めることができます。御指摘の資材業者についても、通産省等の関係省庁と連携をして、本法案の基本方針の中で、分別しやすい製品の開発や資材の表示の工夫とか、廃材を利用した製品開発や廃材回収ルートの確立、それからまた具体的な役割を明らかにするとともに

に、通産大臣と協力をしてこれらの実現に向けた資材業者の取り組みを促進してまいりたいと思ひます。

私も、この間、東京ボード、木場の方にありますものを見てまいりました。これは厚生省との連携が必要でございますし、そういう意味では、現状の課題としてははがしにくい材料とか接着剤の混入されたものとか、それから今後考えられるものでは、建設省としてははがしやすい製品の利用の促進とか、それから通産省にははがしやすい、ばらばらにしてやすい製品の開発の促進とか、初めから注目をそういう点に集めて組織的な連絡網と定期的な連絡網というのを私はつくる必要があると思つております。

○岩佐恵美君 終わります。

○委員長(石渡清元君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、北澤俊美君及び奥村展三君が委員を辞任され、その補欠として本田良一君及び水野誠一君が選任されました。

○大瀬綱子君 最後になりまして大変質問が重なっておりますので、整理をしながら少し短目にやらせていただきたいなというふうに思つております。

九八年十月の解体・リサイクル制度研究会報告書では、建設産業は、全産業における資源利用量の五割を建設資材として利用している。建設廃棄物は、全産業廃棄物排出量の二割、最終処分量の四割を占めている。産業廃棄物の不法投棄量の九割が建設廃棄物である。日本におけるダイオキシン類の発生量の九割は廃棄物の焼却により発生す

るということを認めながら提言をしております。その提言の一の中に、資源の有効利用、環境負荷の低減を図るために、建設廃棄物の発生抑制、リサイクルをより一層促進する必要がある。提言の一、ダイオキシン発生メカニズムやガス化溶融炉等焼却技術の高度化に関する調査研究の一層の促進と

推進と廃棄物焼却量を極力削減することが必要であり、建築解体廃棄物についても、分別解体した上でリサイクルを促進することが重要である。なお、昭和四十年以降建築された建物が多く、今後更新期を迎えるために、建築解体廃棄物排出量は今後急増が見込まれる。二〇一〇年には一九九五年の四倍程度にふえる見込みであるというようなことが報告をされています。

これを受けての今回の法律の策定ということになると、なるわけでござりますけれども、何よりも発生抑制あるいは再資源化ということを明快にしていく必要があります。まず大臣、どうですか、そのことについて決意をしていただきましよう。

○国務大臣(中山正暉君) 決意を述べるという御質問でござりますので、大量廃棄物社会から循環型社会への現在の日本の状況でござりますけれども、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会のあり方が招いた最終処分場の逼迫や不法投棄の増大、それから廃棄物をめぐるさまざまな問題の克服をしていかなければなりませんし、社会における物質循環が確保されたいわゆる循環型社会を形成すべきときを迎えていると思ひます。

私はなんかも、ごみを捨てるときにはこのごろは分別をして議員宿舎のごみ捨て場に捨てるようになります。

私は、昭和一けたの男でござりますが、そういう意識がでてきたことは、これは社会全体に、これは教育の中なんかでも子供のときからこういう感覚というのは植え付けていくつになつてしましました、昭和一けたの男でござります。

私は、六省庁の中に入つておりますが、私は文部省あたりにもこういう問題は教育要領の中に入れてもらつたらいいんじゃないかなという感じがいたします。

とりわけ、建設廃棄物は産業廃棄物の全体の排出量の約二割、それから最終処分量の約四割を占めるとともに、不法投棄量では約九割を占めるなど、我が国に非常に大きな負荷を与えております。

この間、毛利さんのあの宇宙からのハイビジョンで見ておりましたら、地球の夕焼けのところが一番きれいだったですが、本当にピンク色の薄い光が地球の表面に当たって、その後はまるで線香花火みたいな雲が鳴るところが出ていました。地球の皮というのはこんなに薄いんだない感じがしましたから、本当に人間が住んでいます。宇宙から見たなら皮一枚みたいなところに我々が住んでいることの大切さみたいなものを私は考えました。

こういうふうに、本法案のような現状を開拓するために、特に我々が住まいとして使おうとう、大地に根差して我々が住んでいるところ、そういうものの施行で廃棄物の発生、それから再資源化、再利用に関する一連の措置を講ずることに取り組んで、建設廃棄物のリサイクルを円滑に推進していくことを目的として提案しているこの法案は、我が国における循環型社会の形成に大きく歩み出したことと言つていいと思います。これから大きな歩調をとつて、大まで歩いていくよ、この法案の趣旨が生かされて大地にしっかりと環境の問題が根づくこと、それが経済先進国としての日本が特に世界に向けての意思表示、国民に向けての決意、そんなものが私どもの決意だと思つております。

○大瀬綱子君 解体廃棄物としてはコンクリート片とかあるいは木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、プラスチック類などなどたくさんあるわけですけれども、この法案ではコンクリートと木材、そしてさらに道路などから出るアスファルト類だけに限られた法律になつておりますけれども、一番問題なのはやっぱり金属とかガラス、コンクリート、木材以外の廃棄物であろうと思つています。

現在は、これらの混合された廃棄物につきましては、廃掃法にゆだねられているということですけれども、私はこの法案をつくるのをきっかけにして、さらにこれらの混合廃棄物についてリサイクル化のための法制化を図つていく必要があると思

○政府参考人(鳳岡典之君) 今回、特定建設資材としては三品目指定をさせていただきました。先生御指摘をいたしましたようなかわらとかガラスとかその他のものは対象外というふうになつておるわけでございます。

けれども、基本的にはそういうもののつきましては再資源化施設というものの立地が必ずしも十分ない、あるいは再資源化についての技術、利用用途というものが確立していないケースがあるというようなことから、当面の措置として三品目に限定させていただいたわけでございます。いずれにしましても、その他の品目についても私どもとしては全く関心がないということではなくて、当然そういうものについても強い関心を持っております。

今後、再資源化施設の立地の状況、そのほか再資源化についての技術開発の状況、そういったもののを見ながら的確な対応というものは考えていかなければならぬ、このように考えております。
○大瀬綱子君 大臣は本会議での私の質問に対して、熱回収については基本方針の中で明確化していくと答弁されておりますけれども、熱回収に付していく廃棄物の前提条件というのは厳しく決められていくべきでありますけれども、それらについてどう規定をするつもりでしょうか。

○政府参考人(黒岡典之君) 熱回収の取り扱いでございますけれども、先生御案内のとおり、環境基本計画あるいは今回の循環型社会形成推進基本法案におきましても、いわゆる再使用、再生利用が熱回収に優先されるということは明記をされているわけでございます。

私どもの法案におきましては、この点については熱回収についてのルールというものは必ずしも明確にはなっていないわけでございますが、当然これが基本法あるいは環境基本計画のもとでの法律

ということになりますので、その基本原則というのは当然我々が運用するに当たっても実施をしなければならない。その旨を基本計画のところで明らかにするということが一番いいのではないかと いうことで、せんだつてもそういう考え方、すなわち建築物の再資源化に当たってもまず再生利用というものをを行い、それが困難なものについて次善の措置として熱回収を行う、そういうた基 本的な考え方を明確にしたい、このように思つております。

○大瀬綱子君 その廃棄物の有毒物の除去については同僚委員からるる質問がありましてお答えをいただきましたけれども、建設省が協賛して出しているいらっしゃる雑誌だったと思ひますけれども、「木造住宅廃材のリサイクルへの試み」ということで、有害な防腐剤や防蟻剤が付着している木材でもチップ化をして八百度ぐらいの高温で炭化させることができ機械ができたというようなことで、こんなことで載つていたのを見て、(資料を示す)これは少し朗報なのかなと思ひながら、しかし同僚議員の炭化と銘打ちながら非常に悪徳なやり方もあるというような御質疑もある中で、いかがなものかなというふうに思つて私自身も半信半疑でいるわけなんですね。

いずれにしても、有毒物が付着をしている木材については非常にその処理というのは難しいんじやなかろかというふうに思つていますけれども、具体的に、これも多分建設省関係の雑誌だったというふうに思つてますので、これらについても検討されているのかどうかというのをちょっと教えていただけますか。

○政府参考人(風岡典之君) 先生今御指摘をされましたが雑誌、まことに申しわけございませんけれども、ちょっと承知をして……

○大瀬綱子君 「建設月報」の四月号。

○政府参考人(風岡典之君) 戻りましてよく調べさせていただきたいと思います。

要するに、確かに先生御指摘のように、重金属が付着した木材の処理というのは非常に難しいわ

けです。御指摘のものにつきましては新しい手法が開発されたというようなお話をありましたが、私どもが承知している範囲でも、重金属を分離するような方式、こういうものも既に開発をされております。若干コストがかかるとか、まだまだ問題点はあるわけでござりますけれども、そういう方式も開発をされて いるということをございますので、今回御指摘いただきましたのも含めまして、私どもとしてもう少しいろいろ技術開発がどうなっているのかというのを正確に調べ、またそういうものが少しでも進むよう私どもなりの努力もしていきたいと、このように思つております。

○大渊綱子君　解体事業者の適格性あるいはまた石こうボードの取り扱いなどにつきましてもるる御質問が統いてまいりましたので、以上で私は終わらせていただきますけれども、この法律が本当に有効に機能をして、建設廃材の発生抑制、それから再資源化が進んでいきますように、そして循環型社会基本法と環境基本法などともきちっと整合性を合わせて一体的に、環境省になった暁には環境省自身がきちんとこの法体系の監視役として位置づけられるようになつて、いただきたいなどといふふうに思つておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○委員長(石渡清元君)　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石渡清元君)　全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

岡崎トミ子君から異言を求められておりますので、これを許します。岡崎トミ子君。

○岡崎トミ子君 私はただいま可決されました建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

二、建設廃棄物が環境に大きな負荷を与える現状にかんがみ、本法の厳格な運用を図るとともに、事業者なからず建設業者・地方公共団体及び国民に対し、本法制定の趣旨の周知徹底を図ること。

また、極めて深刻な状況にある建設廃棄物の不法投棄を防止するため、廃棄物処理法の規制強化と併せて、監視、取り締まりの強化、関係業界等に対する指導の徹底等を図ること。

三、基本方針を策定するに当たっては、国民各層の広範な意見を反映させるよう努めるとともに、建設廃棄物についての発生抑制策を第一とする処理の優先順位を明示すること。また、再資源化等に関する目標については、環境への負荷の低減の観点から意味のある数値目標を設定すること。

四、建設廃棄物の発生を抑制するため、設計・建築段階における発生抑制の必要性を広く周知するとともに、これらに向けた技術開発等必要な措置を講ずるよう積極的に努めるこ

○岡崎トミ子君 私は、ただいま可決されました建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党・改革クラブ・日本共産党・社会民主要る附帯決議案を提出いたしました。

と。

五、再生資材の利用を促進する観点から、再生資材の品質基準の策定と規格化の推進を図ることとともに、公共事業において環境負荷の少ない再生資材の調達を行うよう積極的に努める

こと。
六、建設廃棄物の再資源化及び再生資材の利用を促進するため、建設業者等が再資源化施設の設置状況等や再生資材の取得方法等に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供のあり方について検討すること。

七、対象建設工事の規模以下の建設工事についても、できるだけ分別解体等及び再資源化等が行われることになるよう必要な措置を講ずること。

八、特定建設資材の品目など政令、省令事項については、本委員会の論議等を十分踏まえて定めるとともに、本法の施行状況等を見ながら適宜適切に見直していくこと。

九、建設廃棄物の処理等の過程における有害物質の発生の抑制や、いわゆるシックハウスマ問題の解決に資するため、建設資材に係る化学物質対策の強化を図ること。

以上でございます。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(石渡清元君) ただいま岡崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手

○委員長(石渡清元君) 全会一致と認めます。よって、岡崎君提出の附帯決議案は全会一致しました。

ただいまの決議に対し、中山建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中山建設大臣。

○国務大臣(中山正暉君) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、たゞいま全会一致をもつて可決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、たゞいまの附帯決議において提起されました廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用、建設業者等に対する本法制定の趣旨の周知徹底等の課題につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に對し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(石渡清元君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(石渡清元君) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案を議題といたしました。

提出者衆議院環境委員長細川律夫君から趣旨説明を聽取いたします。細川律夫君。

調達の推進等に関する法律案を議題といたしました。

○衆議院議員(細川律夫君) ただいま議題となりました国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承認のよう、今日、深刻化している廃棄物問題や地球温暖化問題など、その原因が経済社会活動のさまざまな分野から発生する環境負荷の増大に由来する問題を解決するためには、経済社会のあり方を環境負荷の少ない姿に変革していく必

要があります。

そこで、環境の保全に大きな責任を持ち、かつ

購入者としても大きな地位を占める国等の公的部門が率先して低公害車、低電力型のコピー機、再生

門が率先して低公害車、低電力型のコピー機、再生コピーユ用紙などの環境物品等の調達を進め、こ

とし、その準備のための国的基本方針の策定等の施行は同年一月六日からとしております。

本案は、衆議院環境委員会において全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(石渡清元君) 全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石渡清元君) 全会一致と認めます。

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(石渡清元君) 廃棄物の処理及び清掃に

関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。丹羽厚生大臣。

○国務大臣(丹羽厚生君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げま

方について検討を行なうこととしております。

この法律の全面施行は平成十三年四月一日から

我が国においては、いわゆる循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題となつております。他方、廃棄物を適正に処理するために必要な施設の設置が進まないことや悪質な不法投棄等、不適正処分が増大する等、深刻な状況にあります。こうした状況を踏まえこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならぬものとし、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

第二に、都道府県を中心て実施されている廃棄物処理センターについて、国または地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とすること等としております。

第三に、主として民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずることとしております。

第四に、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等について、暴力団員であること等を産業廃棄物処理業等の欠格要件に加えることとする等とともに、廃棄物処理施設の譲り受けに許可制を設けることとしております。

第五に、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行うこととし、これに違反した者、不法投棄等を要求した者等を原状回復等の措置命令の対象とするとともに、排出事業者は適正な対価を負担していき等の場合には措置命令の対象とすることとしております。

このほか、虚偽の産業廃棄物管理票の交付の禁止、廃棄物の焼却の禁止等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとしております。

我が国においては、いわゆる循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるよう体制を整備することが大きな課題となつております。他方、廃棄物を適正に処理するために必要な施設の設置が進まないことや悪質な不法投棄等、不適正処分が増大する等、深刻な状況にあります。こうした状況を踏まえこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならぬものとし、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

第二に、都道府県を中心て実施されている廃棄物処理センターについて、国または地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とすること等としております。

第三に、主として民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずることとしております。

第四に、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等について、暴力団員であること等を産業廃棄物処理業等の欠格要件に加えることとする等とともに、廃棄物処理施設の譲り受けに許可制を設けることとしております。

第五に、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行うこととし、これに違反した者、不法投棄等を要求した者等を原状回復等の措置命令の対象とするとともに、排出事業者は適正な対価を負担していき等の場合には措置命令の対象とすることとしております。

このほか、虚偽の産業廃棄物管理票の交付の禁止、廃棄物の焼却の禁止等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成十二年十月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

○委員長(石渡清元君) 循環型社会形成推進基本法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。清水環境庁長官。

○国務大臣(清水喜与子君) ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からの有害物質の発生、最終処分場における重金属等による環境汚染の高まり、不法投棄の増大などさまざまなかなり深刻な社会問題が生じております。

また、このような事態により、大気環境、水環境、土壤環境等への負荷が高まり、自然界における健全な物質循環が損なわれるおそれも生じております。

これらの問題に対応するため、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び特定家庭用機器再商品化法などの諸法が制定、改正されるなど

さまざまの対応が図られてまいりました。

これらの措置は順次施行され、廃棄物の適正化

が図られた循環型社会を形成することが不可欠であります。

このようないわば社会のあり方の根差したものであり方そのものの見直しを求めるものにはかならないことから、その形成に向けて着実に歩みを進めるためには、循環型社会の形成に関する確固たる道筋を示す制度が必要であります。

政府におきましては、このよだな認識に立ち、

廃棄物リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤となる制度を設けることを喚起の課題と位置づけ、本法案の検討を進めてまいりました。

循環型社会形成推進基本法案は、このよだな検討の結果、循環型社会の形成を推進するための基本原則と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを国民的合意として新たに打ち立てようとしたものです。

次に、循環型社会形成推進基本法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、循環型社会の形成について、その基本原則を明らかにしております。すなわち、まず循環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することが

できる社会の実現を目指して推進されなければならないことを示した上で、関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担の必要性を規定しておられます。

これらの措置は順次施行され、廃棄物の適正化

されながら、依然として大量の廃棄物が排出されているなど多くの問題が残されており、さらには一層の対策を推進し、その解決を図るために根本的な解決を図るために、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境基本法が目指す環境への負荷の少ない経済社会、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成することが不可欠であります。

さらに、循環型社会の形成に深く関連する自然環境における物質の適正な循環の確保に関する施設への配慮について定めております。

第二に、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が、循環型社会形成推進基本計画を平成十五年十月一日までに定め、施策の基本的な方針、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を国民の前に明らかにするとともに、毎年、循環型社会の形成に関して講じた施設、講じようとする施設等を国会に報告することについて規定しております。さらに、問題の状況に応じた的確な対応を図るために、この計画の見直しをおおむね五年ごとに行うことにしていま

す。

第三に、循環型社会の形成に関する基本的施策として、原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器等に関する事前評価の促進等、環境の保全上の支障の防止、環境の保全上の支障の除去等の措置、原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置等、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措置並びに地方公共団体の施策について規定してお

ります。また、廃棄物等の発生はできるだけ抑制されなければならないこと、循環資源についてはできる限り循環的な利用が行われなければならない、循環的な利用が行われないものについては適正に処分しなければならないことを明確にしております。さらに、循環型社会の形成に深く関連する施設への配慮について定めております。

第三に、循環型社会の形成に関する基本的施策として、原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器等に関する事前評価の促進等、環境の保全上の支障の防止、環境の保全上の支障の除去等の措置、原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置等、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措置並びに地方公共団体の施策について規定してお

ります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容

であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聽取は

助けたとき。

終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(石渡清元君) 再生資源利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いました。深谷通商産業大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、大量の資源を使用した経済活動を続けており、今後経済活動がさらに発展していく上で、廃棄物の最終処分場の制約、鉱物資源の枯渇など、環境面及び資源面の制約が顕在化することが懸念されています。このため、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムを転換し、環境制約及び資源制約への対応を経済活動のあらゆる面に織り込むことにより、環境と経済の統合された循環型経済社会を構築することが急務となっています。

このような状況を踏まえ、これまで講じてきた使用済み物品等や副産物を再生資源として利用するためのいわゆるリサイクル対策を拡充するとともに、新たに使用済み物品等及び副産物の発生抑制対策並びに使用済みの製品から取り出した部品等の再利用対策を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、使用済み物品等の発生の抑制のため、一定の要件を満たす製品について、原材料等の省資源化や耐久性の向上等による長期間使用を図るために取り組みを事業者に義務づけるための措置を講ずることとしております。

第二に、使用済みの製品から取り出した部品等の再利用を促進するため、一定の要件を満たす製品や製品について、部品等を再利用できるように

義務づけるための措置や、使用済みの製品から取り出した部品等を新たな製品の部品として利用することを事業者に義務づけるための措置を講ずることとしております。

第三に、事業者によって自主回収や再資源化を行なうことが効率的な製品については、事業者みずからがその使用済みの製品を自主回収し、再資源化することを義務づけるための措置を講ずることとしております。

第四に、産業廃棄物の最終処分量の削減に資し、資源としての再利用を図るため、一定の要件を満たす業種について、事業者が計画的に生産工程の合理化等を行うことにより、工場等で製品の製造または加工に伴って発生する副産物の発生抑制対策と発生した副産物を再生資源として利用を促進するための対策を義務づけるための措置を講ずることとしております。

これらの対策を総合的に講ずることにより、資源の有効な利用を促進し、循環型経済社会の構築を目指すこととしており、法律の名称も、資源の有効な利用の促進に関する法律と改めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

ようお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、循環型社会形成推進基本法案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第三項第三号又は第六項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

三 第七条第三項に係る一般廃棄物処理施設を削り、同項第一号中「その」の下に「一般廃棄物処理施設の」を加え、同項第二号中「その」の下に「一般廃棄物処理施設の」を、「保全」の下に「及び厚生省令で定める周辺の施設」を加え、同項に次の二号を加える。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行なうに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

五 八条の二第二項中「に係る一般廃棄物処理施設」を削り、同項第一号中「その」の下に「一般廃棄物処理施設の」を加え、同項第二号中「その」の下に「及び厚生省令で定める周辺の施設」を加え、同項に次の二号を加える。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理を的確に、かつ、継続して行なうに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

五 八条の二第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

六 八条の二第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

七 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気汚染に係る環境上の条件についての基準で

あつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。

第八条の五第七項中「第九条の五第一項又は第二項」を「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」に改める。

第九条第一項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消し、又は同項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該

一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらとの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対する違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

第八条第一項の許可を受けた者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該

当するに至ったとき。

五 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第九条の二第二項及び第九条の三第十一項中「第八条の二第五項」を「第八条の二第六項」に改める。

第九条の五を次のように改める。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項、次条第一項及び第九条の七において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第十条第三項中「主として広域的に処理を確保することが適当」を「産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中特別管理産業廃棄物を除く。の下に「第三項及び第四項を除き、」を加え、同条第三項中「事業者」の下に「(中間処理業者)(発生から最終処分へ埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。)又は再利用の許可を受けた者、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

3 第一条の許可を受けた一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

第二章第五節中第九条の六を第九条の九とし、同章第四節中第九条の五の二を第九条の八とし、同章第三節中第九条の五の次に次の二条を加える。

(合併)

第九条の六 許可施設設置者である法人の合併の場合(許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するところを除く。)において当該合併について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、許可施設設置者の地位を承継する。

第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について適用する。

(相続)

第九条の七 許可施設設置者について相続があつたときは、相続人は、許可施設設置者の地位を承継する。

前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条第三項中「主として広域的に処理を確保することが適当」を「産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中特別管理産業廃棄物を除く。の下に「第三項及び第四項を除き、」を加え、同条第三項中「事業者」の下に「(中間処理業者)(発生から最終処分へ埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。)又は再利用の許可を受けた者、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

3 第一条の許可を受けた一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

第二章第五節中第九条の六を第九条の九とし、同章第四節中第九条の五の二を第九条の八とし、同章第三節中第九条の五の次に次の二条を加える。

(虚偽の管理票の交付の禁止)

第十二条の四 第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第二項又は第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の三第一項中「(中間処理産業廃棄物)」を加え、「政令で定める基準に従い」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第十三条の三第一号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の五第一項」に改め、同条第三号中「第十二条の四第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第十四条第三項第二号を次のように改める。

二 申請者が次のいずれにも該当しないことを

4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第十二条の二第三項中「その特別管理産業廃棄物」の下に「(中間処理産業廃棄物を含む。次項において同じ。)」を加え、「政令で定める基準に従い」を削り、同条中第七項を第八項とし、

第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

イ 第七条第三項第四号イからホまでのいづれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第一条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」と

の下に「及び第三号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十五条の六第三号及び第四号」を「第十五条の六第四号及び第五号」に改める。

第十九条の四第一項中「第十二条第三項、第

十二条の二第三項」を「第十二条第三項若しくは

第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項」に、「第十二条の四第一項」を「第十二条の五第一項」に改める。

第二十三条の二の次に次の三条を加える。

（許可等に関する意見聴取）

第二十三条の三都道府県知事は、第十四条第

一項若しくは第四項、第十四条の四第一項若

しくは第四項、第十五条第一項若しくは第十

五条の四において読み替えて準用する第九条

の五第一項の許可又は第十五条の四において

読み替えて準用する第九条の六第一項の認可

をしようとするときは、第十四条第三項第二

号口から「までに該当する事由（同号ハ、ニ

及びヘに該当する事由）にあつては、同号口に

係るものに限る。次項及び次条において同

じ。」の有無について、警視総監又は道府県書

察本部長の意見を聽くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三（第十四条

の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三の規定による処分をし

ようとするときは、第十四条第三項第二号口

から「までに該当する事由の有無について、

警視総監又は道府県警察本部長の意見を聽く

ことができる。

（都道府県知事への意見）
第二十三条の四書記監査又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者（以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）について、第十四条第三項第二号口から「までに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由

があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対して適切な措置を探ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十三条の五都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係

地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求める

めることができる。

第二十四条の二中「第九条の六第一項」を「第

九条の九第一項」に改める。

第二十四条の四中「第十二条の四第六項、第

十二条の五を「第十二条の五第六項、第十二条

の六」に、「第十四条の三」を「同条第三項」に、

「及び第七条の三」を「第十四条の三（第十四条

の六において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「第十四条の六」を削り、「第十

五条の二第一項及び第二項」を「第十五条の二第一項から第三項まで」に、「並びに第四項」を及

び第五项」に、「第九条の五第三項」を「第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条

の七第二項」に、「並びに第十九条の四第一項

の六において読み替えて準用する場合を含む。」に改め、「第十四条の四第一項」に改め、「同条第一

項第二号に係る部分に限る。」の下に、「第二十

三条の三並びに第二十三条の四」を加える。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改

め、同条を第三十一条とする。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十二条第六項、第十二条の二第七項」を「第十二条第七項、第十二条の二第八項」に改め、同条第二号中「第十四条の三」を「第

十四条の二第三項」に、「第九条の五第三項」を「第九条の七第二項」に改め、同条中第六号を第

八号とし、第三号の二を第五号とし、第

中「産業廃棄物」を「廃棄物」に改め、同号を同条

の三において準用する場合を含む。」を加える。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号を第七号とし、第四号を同条

第八号とし、第三号の二を第五号とし、第

二号を第六号とし、第五号を第六号とし、第

二号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五

号とし、第三号の二を削り、同条第三号中「第

十二条第四項又は第十二条の二第四項」を「第

十二条第五項又は第十二条の二第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の二を同条

第三号とし、同条を第三十条とする。

四 第十二条第三項又は第十二条の二第三項

の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他

人へ委託した者

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「一年」を「三年」に、「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「第十二条第三項、第十二条

の二第三項」を「第十二条第四項、第十二条

の二第三項」に改め、同条中第五号を削り、第四

号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号

の二を第五号とし、第二号の次に次の二号を加

える。

三 第十九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

四 第十九条の九第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を譲り受け、又は借り受けた者

三 第十九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

四 第十九条の九第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を譲り受け、又は借り受けた者

三 第十九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、虚偽の登録をした者

四 第十九条の九第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、虚偽の登録をした者

三 第十九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、虚偽の登録をした者

四 第十九条の九第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、虚偽の登録をした者

三 第十九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して、虚偽の登録をした者

三 第十九条の二を第二十七条とすると。

二 第十二条の四の規定に違反して、虚偽の登録をした者

三 第十九条の二を第二十七条とすると。

第二十七条中「第八条の二第四項」を「第八条の二第五項」に、「第十五条の二第四項」を「第十五条の二第五項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の三第一項（第十五条の四の五において準用する場合を含む。）の規定による登録をした者

二 第二項において準用する場合を含む。の規定による登録をした者

三 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は五十万円以下の罰金に処する。

事項

五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みに必要な体制に関する事項

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するため前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)
第五条の四 国及び都道府県は、廃棄物処理計

画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六条に次の二項を加える。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第十六条の二第一項中「第五条の十五第一項」の下に「第十六条の二第二号」を加える。

7 第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第十二条第五節中第九条の九を第十条とする。

8 第十二条第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第三項中「次項並びに次条第三項及び第四項」を「次項及び第五項並びに次条第三項から第五項まで」に、「次項に」を「次項及び第五項に」に改め、同条中第七項を第十一

項とし、第六項を削り、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前二項又は第十二条の五第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

10 都道府県知事は、第八項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

11 環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

12 第十二条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

13 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

14 第十二条の三第一項中「ところにより、」の下に「当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に」を加え、同条第三項中「事項」の下に「受けたとき」の下に「又は第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に

了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

15 第十二条の二第三項中「次項」を「次項及び第五項」に改め、同条中第八項を第十二項とし、第七項を削り、第六項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

16 同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前二項又は第十二条の五第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

17 都道府県知事は、前項前段、この項又は第十二条の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定により交付された管理票又は第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

18 第十二条の四中「又は第三項」を「に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項」に改める。

19 第十二条の五第一項中「ところにより」の下に「当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあっては、最終処分が終了した旨」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「受けたとき」の下に「又は第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に

5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に「又は第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「終了した旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の項目を加える。

項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

七」に改め、各号を削る。
第十九条の七を第十九条の十とし、第十九条の六を第十九条の九とする。

の除去等の措置を命ぜること

二 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を命ぜべき外患者等を研究することができないとき。

第十三条の十四第一項中「第十九条の六」を「第十九条の九」に改める。

「同項各号に定める者」を「市町村長」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に、「又は一」を「又は二」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に改め、

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要

がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるい

とまがないとき。

を除く)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、課

境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 都道府県知事は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等

の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、

環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。

都道府県知事は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等

の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該

当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について

て、環境省令で定めるとこらにより、当該事業者等に負担させることができる。」の場合は、「……当該事業者等に負担させ

場合において、当該排出事業者等は負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、逃げの方法その他の事情からみて相当な

量处分の方法その他の事情から本禁書が範囲内のものでなければならぬ。

については、行政代執行法第五条及び第六条

第十二部 國土・環境委員會會議第十八号

平成十二年五月二十三日

卷之三

び第三号、第四号又は第五号に改め、同項第一号中「を、いう。」を「を、いう。次号において同じ。」に、「を、いう。その他」を「を、いう。次号において同じ。」に、「建設廃棄物処理施設(工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する産業廃棄物又は木くずの再生を行なう施設をいう。次号において同じ。)その他」に改め、「処理施設をいう。」の下に「以下この項、」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

の四において読み替えて準用する場合を含む
の規定にかかるず、なお従前の例による。

を「第十五条の二第一項から第三項まで」に、「並びに第四項」を「及び第五項」に、「第九条の五第三項一二」「第九条の五第一項及び第二項、第

五第ニ三九条第一項第一号を「並びに第九条の七第一項第一号」、九条の六並びに第九条の七第二項に、「並びに第九条の四第一項」に改め、「同条第一項第二号に係る部分に限る。」の下に、「第二十三条の三並びに第二十三条の四」を加える。

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第十九条の四第一項及び第二項(同条第一項第二

いて準用する第十九条の四第二項に改める。

五百八十六条第二項第四号中「から第四号まで」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同項第四号の三中「規定する特定施設」の下に

〔同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。〕を加える。

の五の二第一項」を「第九条の八第一項」に改める。

施設」の下に「(同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含む)ものを除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条の四第五項第二号中「同法第十四条の三によるて准用する場合を含む。若しくは第八条の二第一項の規定によるものに該する場合を除く。」を「第二十条の四第五項第二号中「同法第十四条の三によるて准用する場合を含む。若しくは第八条の二第一項の規定によるものに該する場合を除く。」を正する。」と改めることとする。

十四条の六」を「若しくは第十四条の三(同法第十四条の六において準用する場合を含む。)」に

第十二部 國土・環境委員会會議録第十八号

平成十二年五月二十三日

協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関する国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となつたものを同項に規定する事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務をする。(法制上の措置等)

第十三条 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して循環型社会の形成に関して講じた文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 循環型社会形成推進基本計画

(循環型社会形成推進基本計画の策定等)

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、循環型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環型社会形成推進基本計画」という。)を定めなければならぬ。循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる

一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施設を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

4 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

5 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聽いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

6 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日まで」とあるのは「あらかじめ」と、第四項中「平成十五年十月一日まで」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

8 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日まで」とあるのは「あらかじめ」と、第四項中「平成十五年十月一日まで」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

9 国は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源について自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について自らの責任において適正に処分するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

10 国は、国民が、その使用に係る製品等が循環資源となつたものが分別して回収されることに協力すること、当該循環資源について自らの責任において適正かつ円滑な実施に協力すること等により当該循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

11 国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再生品の使用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

12 国は、製品、容器等に係る環境への負荷を低減するための各

画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関するものとする。

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

第一節 国の施策

(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置)

第十七条 国は、事業者がその事業活動に際して原材料を効率的に利用すること、繰り返して使用することが可能な容器等を使用すること等により原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとす

る。国は、商品の購入に当たって容器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、循環資源であるべき長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使

用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講

ずるものとする。

3 国は、循環資源であるべき長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使

用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講

ずるものとする。

4 国は、循環資源であるべき長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使

用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講

ずるものとする。

5 国は、循環資源であるべき長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使

用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講

ずるものとする。

6 国は、循環資源であるべき長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使

用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講

ずるものとする。

種の工夫をすることにより、当該製品、容器等

が廃棄物等となることが抑制され、当該製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその循環的な利用が促進され、並びにその循環的な利

用及び処分に伴う環境への負荷の低減が図られ

るよう、技術的支援その他の必要な措置を講ず

るものとする。

一 その事業活動に係る製品、容器等が循環資

源に關すること。

二 その事業活動に係る製品、容器等が循環資

源となつた場合におけるその循環的な利用及

び処分の困難性に關すること。

三 その事業活動に係る製品、容器等が循環資

源となつた場合におけるその重量又は体積に

関すること。

四 その事業活動に係る製品、容器等に含まれ

る人の健康又は生活環境(人の生活に密接な

関係のある財産並びに人の生活に密接な関係

のある動植物及びその生育環境を含む。)に係

る被害が生ずるおそれがある物質の種類及び

量その他当該製品、容器等が循環資源となつ

た場合におけるその処分に伴う環境への負荷

の程度に關すること。

五 国は、事業者が、その事業活動に係る製品、

容器等が廃棄物等となることが抑制され、又は

当該製品、容器等が循環資源となつた場合にお

いてこれについて適正に循環的な利用及び処分

が行わるため必要なその材質又は成分、そ

の処分の方法その他の情報を、その循環的な利

用及び処分を行う事業者、国民等に提供するよ

う、規制その他の必要な措置を講ずるものとす

(環境の保全上の支障の防止)

第二十一条 国は、原材料等が廃棄物等となるこ

とを行ふ際の環境の保全上の支障を防止するた

め、公害(環境基本法第二条第三項に規定する

公害をいう。)の原因となる物質の排出の規制そ

の他の必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全上の支障の除去等の措置)

第二十二条 国は、循環資源の循環的な利用及び

処分により環境の保全上の支障が生じると認め

られる場合において、当該環境の保全上の支障

に係る循環資源の利用若しくは処分又は排出を行った事業者に対して、当該循環資源を適正に

処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原

状を回復させるために必要な費用を負担させる

ため、必要な措置を講ずるものとする。この場

合において、当該事業者が資力がないこと、確

知できないこと等により、当該事業者が当該費

用を負担できないときににおいても費用を負担す

ることができるよう、事業者等による基金の造

成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置)

第二十三条 国は、製品等の製造若しくは加工又

は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しく

は運搬を業として行う者が原材料の効率的な利

用を図るための施設の整備、再生品を製造する

ための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等

となることを抑制し、又は循環資源について適

正に循環的な利用及び処分を行うための適切な

措置を執ることを促進するため、その者にその

経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な經

済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよ

うに努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第二十五条 国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施設その他の施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第二十六条 国は、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の

措置を講ずるように努めるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためにには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにか

んが、循環型社会の形成に関する教育及び学

習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者

の組織する民間の団体(次項において「民間団体等」という。)が自発的に行う循環資源に係る回

収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催し

めが行われることを促進する施策に關し、これ

に係る措置を講じた場合における効果、我が国

の経済に与える影響等を適切に調査し、及び研

究するとともに、その措置を講ずる必要がある

場合には、その措置に係る施策を活用して循環

型社会の形成を推進することについて国民の理

解と協力を得るように努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第二十四条 国は、循環資源の循環的な利用、処分、収集又は運搬に供する施設(移動施設を含む。)その他の循環型社会の形成に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体による施設の適切な策定等の確保のための措置)

第二十五条 国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施設その他の施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十六条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源

について適正に循環的な利用及び処分を行うための技術その他の循環型社会の形成に関する科

学技術の振興を図るものとする。

第二十七条 国は、循環型社会の形成に関する

措置を講ずるために努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十八条 国は、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにか

んが、循環型社会の形成に関する教育及び学

習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十九条 国は、循環資源の発生、循環的な利

用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は

循環資源の処分による環境への影響に関する調

査その他の循環型社会の形成に関する施設の策

定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(調査の実施)

第二十条 国は、循環資源の発生、循環的な利

用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は

循環資源の処分による環境への影響に関する調

査その他の循環型社会の形成に関する施設の策

定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(調査の実施)

第二十一条 国は、循環資源の発生、循環的な利

用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は

循環資源の処分による環境への影響に関する調

査その他の循環型社会の形成に関する施設の策

定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(調査の実施)

第二十二条 国は、循環資源の循環的な利用及び

処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製

品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源

について適正に循環的な利用及び処分を行うた

めの技術その他の循環型社会の形成に関する科

学技術の振興を図るものとする。

第二十三条 国は、循環型社会の形成を国際的

調の下で促進することの重要性にかんがみ、循

環資源の循環的な利用及び処分に関する国際的

な連携の確保その他の循環型社会の形成に関する

国際的な相互協力を推進するために必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十四条 国は、循環型社会の形成を国際的

調の下で促進することの重要性にかんがみ、循

環資源の循環的な利用及び処分に関する国際的

な連携の確保その他の循環型社会の形成に関する

国際的な相互協力を推進するために必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十五条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十二条 地方公共団体の施策)

第二十六条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十三条 地方公共団体の施策)

第二十七条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十四条 地方公共団体の施策)

第二十八条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十五条 地方公共団体の施策)

第二十九条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十六条 地方公共団体の施策)

第三十条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十七条 地方公共団体の施策)

第三十一条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十八条 地方公共団体の施策)

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第三十九条 地方公共団体の施策)

第三十三条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十条 地方公共団体の施策)

第三十四条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十一条 地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十二条 地方公共団体の施策)

第三十六条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十三条 地方公共団体の施策)

第三十七条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十四条 地方公共団体の施策)

第三十八条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十五条 地方公共団体の施策)

第三十九条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十六条 地方公共団体の施策)

第四十条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十七条 地方公共団体の施策)

第四十一条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十八条 地方公共団体の施策)

第四十二条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第四十九条 地方公共団体の施策)

第四十三条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会

の形成のため必要な施策を、その総合的かつ

計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第五十条 地方公共団体の施策)

第四十四条 地方公共団体は、その地方公共団体

三十六条第一項に、「第二十一条第三項」を「第三十七条第五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第三十三条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十九条」を「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に規定する当該事項の改定、第二十二条に規定する指導及び助言、第二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の策定、同条第三項の規定による命令 第二十四条第一項に、「第十七条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十二条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第二十二条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第二十二条第二項」を「第三十七条第二項」に、「又は当該第二種指定製品の製造、加工若しくは販売の事業」を、「当該指定再利用促進製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該指定表示製品の製造、加工若しくは販売の事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者にあっては、当該事業者の事業」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

〔第二十三条第一項第二号中「第十二条第一項」を「第十二条に規定する計画、第十三条第一項に、〔第二十一〕条第一項〕を「第三十七条第一項に、「特定業種」を「特定省資源業種」に改め、同号の次に次の一号を加える。」
三 第十五条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十六条に規定する指導及び助言、第十七条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査に関する事項については、当該特定再利用業種に属する事業を所管する大臣

第二十三条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同号」を「それぞれ同項第二号又は第三号に、「同項第三号又は第四号」を「同項第四号から第六号まで」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十二条第一項中「第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項」を「第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三第三項、第二十五条第三項、第三十三条第三項又は第三十六第三項」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十一条第一項中「第十二条」を「第十三条及び第十七条に、「特定事業者」を「特定省資源事業者又は特定再利用事業者」に改め、「再生資源の利用に関する」を削り、同条第五項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「工場」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十五条及び第十七条」を「第二十条、第二十三条及び第二十五条」とし、「第一種指定事業者又は第二種指定製品」を「指定省資源化製品、指

定再利用促進製品又は指定表示製品に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定期再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に關し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条を第三十七条とする。

「第七章 雜則」を「第十一章 雜則」に改める。

第二十条第一項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「その製造に係る製品の生産量」を削り、「第十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、第六章同条を三十六条とする。

第十九条中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条を第三十五条とする。

第十八条の見出し中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条第一項中「工場又は」を削り、「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他的事情を勘案して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十八条に次の二項を加える。

第八章 指定再資源化製品

規範の指定期間	第十八条を第三十四条とする。
「第六章 指定副産物」を「第九章 指定副産物」に改める。	3 第十一条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。
第十七条第一項中「第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者」を「指定表示事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。）があるときは、当該指定表示事業者」に改め、同条第二項中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、同条第三項中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に、「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改め、第五章中同条を第二十五条とし、同条の次に次の二章を加える。	第十八章 指定再資源化製品 (指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項)
第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行ふ者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。	二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項 三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの事項

業種に係る副産物の発生抑制等を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聽いて、当該特定省資源事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境大臣との関係)

第十四条 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等の適確な実施を確保するために必要な施策の実施に当たり、当該施策の実施が廃棄物の適正な処理に関する施策に連携する場合には、環境大臣と緊密に連絡して行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によってしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則(罰則に関する経過措置)

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行の日から七年以内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

第三条第一項第一項第六号イ中「再生資源の利用の促進に関する法律」に、「第二条第一項」を「第二条第一項」に改める。

第六条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第八項」に改める。

第六条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第八項」に改める。

第七条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

平成十二年六月二日印刷

平成十二年六月五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C